様式２　全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	要望主体	要望事項番号	要望種別（規制	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他（特記事項）
5007B	5007001			z11001	財務省、	・国有財産法第２６条の２ ・国有財産法施行令第１５条の３ ・昭和４８年１０月２３日蔵理第４６７６号「普通財産の管理を委託する場合の取り扱いについて」通達	国有財産については、最終処分するまでの暫定活用の一形態として国有財産法に基づき管理委託を実施しているところ。 同法の趣旨を踏まえ、管理委託の具体的実施については、地方公共団体のほか、地域福祉の向上の観点から、不特定多数の利用に供することを目的として管理を受託しようとする者で財務局長が適当と認める者を相手方としている。	d	-	国有財産については、地域福祉の向上の観点から不特定多数の利用に供することを目的として駐車場として管理委託することは現行制度上も可能である。 ただし、駐車場利用者を商店街の買物客に限定するなど、特定の者に利用させる目的での管理委託はできない等の制度上の制約があることから、管理主体、国有地の利用内容等、具体的な利用計画を基に所管財務局・財務事務所に相談されたい。		—			-	個人	1	B	自動車の駐車違反の取締りスピードアップに伴う駐車場の開設に関する提案	駐車場不足が深刻です。臨時的なあるいは一時的な駐車場として、国もしくは自治体所有の未活用空地を「地元に管理委託」するよう提案します。	未活用空地の対象としては、近隣に商店街があり、所有者が予算計画が確定していない土地を、一時的な駐車場の目的で当該商店団体に管理委託するという構想です。	実施効果が少なくとも２点あります。その１は、目的である駐車場であり、その２は商店街の活性化です。		具体例として小生の住まいに隣接する「ひがし通り商店街通り」には、車両3～40台駐車できる都所有の未活用地があり、ただ今１メートルのススキが面積の20%ぐらいあり、雑草地です。都は都市計画道路の代替地として所有しているものと理解しております。これを一時駐車場に活用したいものです。他地区の事例としては、「道路予定地」としている空地なども活用の対象に考えております。是非着手を切望します。
5012A	5012001			z11002	総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、	税理士法第49条の６	税理士は、税理士登録を受けた時に、当然にその登録を受けた事務所所在地の税理士会の会員になるとされている。	c	I	強制入会制は、税理士が、その社会公共的な使命を達成するためには、日本税理士会連合会及びその会員である税理士会が、税理士の義務の遵守、あるいは税理士業務の改善進歩に資するために税理士の指導、連絡及び監督に関する事務を強力に遂行することが必要との観点から、採用されたものである。 したがって、強制入会制は税理士がその職責を果たし、ひいては税理士制度が国民に信頼されるために必要であると考えている。		—			-	個人	1	A	士業団体の強制入会制の廃止	弁護士、弁理士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、行政書士、社会保険労務士等のいわゆる士業団体（日本弁護士連合会、日本弁理士会等）の強制入会制を廃止する。	弁護士法、弁理士法等の改正により強制入会制に関連する条文の削除、変更を行う。	各士業団体においては役職を占める一部の資格者が自己の利益になるような団体運営を行っていることが多く、大半の会員にとっては自由な業務展開を阻害する重大な要因になっている。特に、懲戒権限を有する団体の場合には、報酬の引き下げや顧客の引き抜きなど競争を招く行為を行う資格者を対象として、到底公正とは言えない恣意的な懲戒手続及び処分すら行われている。これは、競争を自由化して顧客の利便に資するという昨今の規制緩和の流れに明らかに反している。また、各士業団体は高額な入会金・月会費を徴収しているが（例えば弁護士の場合会計月５万円以上、弁理士の場合月２万円など）、団体職員は殆ど読まずに捨てられるような文書の作成・発送業務に追われているのが実情であり、高額の会費が有効に使われているとは到底思えない。さらに、士業団体職員の給与水準は、業務内容から見ればかなり高額に設定されている。各団体から出されている強制入会制維持の意見は、団体で役職に就いている資格者や団体職員の意見を反映しているに過ぎず、大多数の会員の声を反映しているものではない。	強制入会について士業団体が会員の意見を問わない実例として、２００６年１０月１１日付で公表されたアンケート調査結果について、当職の所属団体は一般会員の意見を全く問うことなく（アンケートに答えている、強制入会制は団体職員、役職者の利権となっているため、その是非について会員に意見を求めたことは、当職の経験上一度もない。また、懲戒手続に関する実例として、当職は大手特許事務所に所属する弁理士に文書で侮辱されたことを理由に当該弁理士の処分を求めたが、処分なしとの結論が出た上に反対に当職について日本弁理士会会長名で懲戒手続が請求され、弁理士法違反の事実があったと通知され、現在処分待ちの状況である。なお、上記侮辱は書面（当職宛書簡及び審判事件弁駁書）上明確である。	なし
5022A	5022001			z11003	内閣官房、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省		平成14年4月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施。	b	IV	債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者（特定目的会社、特定債権等譲受業者等）について、そのリスク等の検討を引き続き行い、平成18年度中の実施を目指している。		—			-	社団法人 第二地方銀行協会	1	A	国・地公体等の公的機関向け金銭債権の譲渡禁止特約の適用除外（譲渡先が金融機関の場合）	民間企業の国・地公体等公的機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約上、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。		国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小企業の資金調達のために売掛債権担保融資を行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達を阻害している。		
5024A	5024012			z11004	総務省、財務省、国土交通省、	なし	歳入金電子納付システムは、国民等が行う電子申請・届出等に伴う手数料等の電子納付を実現するため、各府省の電子申請受付システムと民間収納インフラとの間で納付情報等を受け渡すことを目的とする、府省共同利用型のシステムとして財務省会計センターにおいて整備、運用を行っています。	e	-	歳入金電子納付システムは、各府省の電子申請受付システムと民間収納インフラとの間で納付情報等 を受け渡すにあたり法人に対する利用制限をしていることはありません。		-			-	社団法人　日本自動車工業会	12	A	手数料電子納付促進のためのｵﾝﾗｲﾝ申請ｼｽﾃﾑ更改	現状の税や電気・ガスの公共料金の取扱いと同じように納付依頼書で金融機関に業務を依頼できるように更改等を要望する。 ①ｵﾝﾗｲﾝ申請ｼｽﾃﾑ内の手数料情報画面の更改 手数料が確定した後にｵﾝﾗｲﾝ申請ｼｽﾃﾑの手数料情報画面から、手数料納付依頼書(納付者名称、納付番号、金額、納付先、金融機関押印欄等が入った、もの)が出力できるようにして頂きたい。 ②財務省歳入金電子納付の取扱いの呼びかけ 金融機関に問い合わせた処、ATMやｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞについては対応されているとのことであったが、法人を対象とした財務省歳入金電子納付は取扱いを行っていないとの回答を得たことがあり、積極的に取扱うよう呼びかけを行って頂きたい。	ｵﾝﾗｲﾝ申請には歳入金電子納付の機能が存在するが、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞとATMからの振込みが主流となっており、企業が利用し難い状況にある。 [例 自動車ﾒｰｶｰでは未だに印紙で手数料納付している社が多い。]	企業では税や電気・ガスの公共料金を金融機関から直接振込を行う方法が一般的であり、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞやATMでは納付通知を受ける業務部門から経理部門への納付依頼、経理部門から金融機関への納付依頼等が行なえずに歳入金を電子納付できない状況にある。	根拠法令なし	・新規要望

様式２　全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	要望主体	要望事項番号	要望種別（規制）	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他（特記事項）
5024A	5024013			z11005	財務省、	関税法第67条の２第１項 関税法施行令第59条の３第１項第１号 関税法基本通達第67の２－３－１ 海上貨物通関情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて（関税局長通達）	［本船扱い］ 貨物を輸入しようとする場合には、関税法第67条の規定に基づき、税関長に対し輸入申告が必要とされており、同法第67条の２の規定に基づき、その輸入申告に係る貨物を保税地域に入れた後にする必要がある。 また、同条ただし書き及び同法施行令第59条の３の規定により、輸入申告に係る貨物が、他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で税関の検査を受けることができる場合で、かつ、当該貨物を保税地域等に入れることが不適当と認められる場合には、税関長の承認を受けて、外国貿易船に積み込んだままで輸入申告ができることとされている。	d	-	1．貨物を輸入しようとする場合には、関税法第67条の規定に基づき、税関長に対し輸入申告が必要とされており、同法第67条の２の規定に基づき、その輸入申告に係る貨物を保税地域に入れた後にする必要がある。 ２．また、同条ただし書き及び同法施行令第59条の３の規定により、輸入申告に係る貨物が、他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で税関の検査を受けることができる場合で、かつ、当該貨物を保税地域等に入れることが不適当と認められる場合には、税関長の承認を受けて、外国貿易船に積み込んだままで輸入申告ができることとされている。 ３．したがって、輸入しようとする完成車が、貨物の性質、形状等からみて、保税地域等に搬入することが困難であるかつ、輸入者に必要以上の負担をかける等適当でない場合において、税関の検査を行うのに支障がないと認められる場合には、本船扱いの対象として、現行制度において適用は可能である。 ４．なお、到着即時輸入許可制度は、ＮＡＣＣＳシステムを利用して予備申告が行われるコンテナ貨物に限り利用を認めているところであるが、本要望の対象とされている貨物を積載した船舶に係るＮＡＣＣＳシステムへの参加状況等諸般の環境整備の状況を踏まえつつ、検討してまいりたい。		—				社団法人　日本自動車工業会	13	A	完成車輸入の本船扱い通関について （「到着即時輸入許可制度の運用」の改善措置について）	現在、輸出自動車については、関税局長通達により、所要の条件を満たすことにより「本船扱い」が認められている。 本制度を輸入自動車にも適用していただき、物流の効率化、コスト削減の実現を図り、国際競争力を高めたい。 また「本船扱い」の制度適用が認められない場合、本年度制度化予定の「到着即時輸入許可制度の運用」の改善措置事項に、対象貨物として完成車にも拡大適用していただくことをお願いしたい。	完成車の輸出入には、港頭地区に広大なエリアを確保することが必要だが、確保できるエリアは限られているので、出来るだけ効率的な運用を行う必要がある。 しかしながら、完成車輸入の場合、関税法の規定により、外国貨物の通関場所として保税エリアへの搬入が原則となっており、搬入完了まで輸入申告ができないため、効率的な運用が難しくなる。	1）船側に広大なエリアを確保するのが現実的に困難なため、輸入通関を行うため、別の保税地域に搬入するという無駄な動きが生じ、コスト増となる。 ２）保税地域への移動が完了するまで、輸入申告出来ず、車両が滞留するため、リードタイムが長くなる。 ３）保税地域への外国貨物の搬出入に当っては、保税管理が必要なので、事務工数が増加する。	関税法（第６７条の２第１項ただし書） 関税法施行令（第５９条の３第１項第１号 関税局長通達（６７の２－３－１）	・新規要望
5024A	5024014			z11006	財務省、	関税法第67条 関税法基本通達第67－１－20	［コンテナー扱い］ コンテナー扱いは、適正な輸出通関を確保しつつ、簡易・迅速な通関を実現するとの観点から、過去の一定期間に法令違反がないなど、一定の条件に合致した場合にコンテナーに詰めたまま輸出申告することを認める制度である。 しかしながら、このような厳格な運用を行っている現状においても、コンテナー扱いの輸出申告において、申告外物品の混入等不適正な申告が行われるケースも見受けられることから、コンテナー扱いが認められる輸出者とコンテナー扱いが認められない輸出者の貨物とを同一コンテナーに詰め込むことを認めることは困難である。	c	-	コンテナー扱いは、適正な輸出通関を確保しつつ、簡易・迅速な通関を実現するとの観点から、過去の一定期間に法令違反がないなど、一定の条件に合致した場合にコンテナーに詰めたまま輸出申告することを認める制度である。 しかしながら、このような厳格な運用を行っている現状においても、コンテナー扱いの輸出申告において、申告外物品の混入等不適正な申告が行われるケースも見受けられることから、コンテナー扱いが認められる輸出者とコンテナー扱いが認められない輸出者の貨物とを同一コンテナーに詰め込むことを認めることは困難である。		要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。 ■国際ﾋﾞｼﾞﾈｽの多様化により、たとえ自社製品/同一仕向先であっても、さまざまな出荷形態をとるｹｰｽがあります（例：KD部品の場合、①量産用KD部品の商流：製造者→商社(輸出者)→現地、②ｸﾚｰﾑ追送用KD部品の商流：製造者(輸出者)→現地）。 ■現状ですと、この場合、輸出者が異なるため、ｺﾝﾃﾅ扱いによる同一ｺﾝﾃﾅへのﾊﾞﾝﾆﾝｸはできず、a)輸出通関後の同一ｺﾝﾃﾅへのﾊﾞﾝﾆﾝｸ　もしくはb)ｺﾝﾃﾅ自体の分割をしなければなりません。 ■a)の場合ですと、双方の輸出通関が完了するまでﾊﾞﾝﾆﾝｸ作業ができず、円滑なﾊﾞﾝﾆﾝｸｵﾍﾟﾚｰｼｮﾝの阻害と貨物保管ｽﾍﾟｰｽの増大が発生しますし、b)の場合ですと、1ｺﾝﾃﾅに集約できるものを複数ｺﾝﾃﾅに分割するため、海上運賃等の物流ｺｽﾄの増大が発生しています。 ■そこで、自社製品/同一仕向先で、且つ同一ｺﾝﾃﾅにﾊﾞﾝﾆﾝｸされる貨物の複数輸出者それぞれが包括事前審査制度で承認を受けている場合は、「ｺﾝﾃﾅ扱い」でのご許可を賜りたく、再度ご検討をお願い申し上げます。	c	-	・コンテナー扱いは、輸出申告された貨物が適正にコンテナーに詰め込まれることを前提に、輸出者が、過去の一定期間に法令違反がないなどの要件に合致した場合に、貨物をコンテナーに詰めたまま輸出申告することを認める制度であり、当該コンテナーに詰め込まれた貨物については、当該輸出者が責任をもって申告することが担保される必要がある。他方、包括事前審査制度は、輸出しようとする貨物について事前に貨物に関する審査を行うことにより、他法令の該非等を含め適正な輸出申告を確保するものである。したがって、これらの制度はその趣旨を異にするものであることから、包括事前審査制度を利用していることのみをもって、複数の輸出者が同一コンテナーに貨物を詰め込む場合に一律にコンテナー扱いを認めることは困難である。 一方、輸出者のコンプライアンスの確保を条件とした特定輸出申告制度については、本年4月より混載貨物についても同制度が適用される予定となっており、特定輸出者同士の貨物であれば、同一コンテナーに詰め込んだまま輸出申告することが可能となるので、本制度の利用により御要望の取扱いは実現可能となる。	社団法人　日本自動車工業会	14	A	複数輸出者の貨物を同一ｺﾝﾃﾅで輸出する際のｺﾝﾃﾅ通関の許可	同一製造者(ﾒｰｶｰ)の商品またはその製造者所有の貨物を製造者自社(または委託先)の施設で同一ｺﾝﾃﾅにﾊﾞﾝﾆﾝｸする場合には、その商品・貨物の輸出者数（複数輸出者）に係わらず、ｺﾝﾃﾅ通関での申告を許可願いたい。	自社が輸出者となって出荷するｺﾝﾃﾅ(FCL)に、商社等の貨物（製品は自社製品）を同ﾊﾞﾝｸする場合（この逆もあり）、ｺﾝﾃﾅ通関ではなく、事前に輸出申告・許可を取得し、その後ﾊﾞﾝﾆﾝｸ作業を行なっている。	他輸出者との同ﾊﾞﾝが出た場合、通関業者側で別途出荷管理(ｺﾝﾃﾅを分けてｺﾝﾃﾅ通関、又は、一つのｺﾝﾃﾅで事前通関)が必要となり、また、ﾊﾞﾝﾆﾝｸ作業の現場では、事前通関に対応するための保税蔵置場の確保が必要となってくるため、円滑な出荷業務が行なえていない。	関税法第67条の1 (関税関係基本通達集：第1　関税法基本通達、第6章　通関、第1節　一般輸出通関；"輸出貨物のｺﾝﾃﾅ扱い")	・新規要望
5024A	5024015			z11007	財務省、	・コンテナーに関する通関条約第3条、第8条 ・決議第24号 ・コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第4条、第8条	免税コンテナ及びコンテナ修理用の免税部分品は、その輸入許可日から3ヶ月間内に、国際運送の用以外に供し、またはこれに供する為に譲渡してはならないとされている。ただし、貨物の取出地から輸出貨物の詰込地まで国内運送は再輸出期間内において1回のみ認められている。	c	-	免税コンテナは、コンテナーに関する通関条約に基づき3ヵ月以内に再輸出することが条件とされており、また、免税コンテナの国内運送は、コンテナーに関する通関条約に関する決議により1回に限り認められている。 また、免税コンテナの再輸出期間を1年から3年間とすること、国内運送を1回を超えて行うなど国際輸送以外の用途に利用する範囲を拡大した場合、免税コンテナに係る税の確保上問題があり、更に、過去に免税コンテナを不正に改造し密輸出入に利用されたこともあり取締り上の支障もあることから、現行の取扱いを緩和することは困難である。		要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。 ①本件は、コンテナを国内輸送に供する場合、都度「免税コンテナーの国内輸送届出書」（税関様式Ａ第1090号）を提出し許可を受けるのではなく、1度の提出で長期間（ex.3年間）の許可をして欲しいとの要望です。（コンテナを3年間使い回しできるようにとの要望ではありません） ②従って、個々のコンテナは3ヶ月以内に再輸出されることを前提としております。（税の確保の問題は無いと考えます） ③許可される前提として、物流ルートが一定（毎回同じ）、荷の送り側受け側が一定、コンプライアンスに優れているなど、条件が必要であれば、ご提示ください。 ④コンテナの不正改造や密輸出入の懸念があるのであれば、たとえ1回限りでも（国際輸送以外の用途に供することを）認めることは、許されざるべきことです。この点もコンプライアンスに含め緩和策をご検討頂きたい。 ⑤当初の要望にも申しましたように、本件改正は各国ともメリットを享受できると思われます、国際条約上の制約があるのであれば、調整願いたい。	c	-	免税コンテナを国内運送に使用することは、コンテナーに関する通関条約及び決議第２４号により、免税コンテナが再輸出される3ヵ月以内において１回に限り認めることとされている。 このため、国内運送に供される免税コンテナ毎に国内運送に供される期間、運送経路を特定する必要があり、あらかじめ税関へ届け出ることが不可欠である。	社団法人　日本自動車工業会	15	A	コンテナの国内輸送利用における許可条件の緩和	ＥＣＤへ向かう（デバン後の）空コンテナ、ＥＣＤから搬送されて来る空コンテナを問わず、空コンテナの国内貨物輸送の許可内容（期間）を緩和する。 ①空コンテナと動線（from、to）が類似し、常に同じルート②貨物が常に同一③荷の発送人と受取り人が常に同一　などの繰り返しの輸送内容の場合、これまでの輸送都度の届出・許可から、1～3年の期間許可としてもらいたい。 コンテナは、非常に大きな積載能力があり、空の状態で移動することは、輸送能力を無駄にすることであり、ＣＯ２を必要以上に排出する結果となっている。国際条約上の制約があるのであれば、地球温暖化対策の観点からも、調整解決願いたい。	免税コンテナ及びコンテナ修理用の免税部分品は、その輸入許可日から3ヶ月間内に、国際運送の用以外に供し、またはこれに供する為に譲渡してはならないとされている。	貨物を詰めて輸入された免税コンテナがその貨物の取り出し地から輸出貨物の積み込み地までの通常の経路により運送される間において、国内運送の用に供されるときは、その国内運送が再輸出期間内において1回限りと決められており、また、あらかじめ税関長に届け出る必要がある。（用途外使用の届出）	コンテナ通関条約等特例法 第4条	・新規要望 ・当会重点要望項目
5024A	5024016			z11008	財務省、	関税法第7条、第67条、第72条 関税法施行令第4条 関税法基本通達7－8、7－10 関税定率法第4条から第4条の8 消費税法第28条	貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の輸入後の用途を問わず、たとえ輸入後に廃棄される場合であっても、当該貨物の価格（課税標準となるべき価格）等必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならず、関税等を納付すべき貨物については、関税等の納付後に輸入の許可がなされることとなる。 また、輸入貨物に係る関税の課税標準となるべき価格は関税定率法第4条から第4条の8までの規定により計算されることとなっているが、無償貨物等同法第4条第1項の規定により課税価格を計算することができず、同法第4条の2から第4条の6の規定のいずれかにより課税価格を計算する場合には、原則として、当該課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項を記載した評価申告書を提出することとされている。 なお、輸入貨物には、関税に加え消費税も課されることとなっており、輸入貨物に係る消費税の課税標準は、関税の課税標準を基礎として計算されることとされている	f	-	課税標準となるべき価格の申告を省略することで免税を要望するものであれば、税制改正要望となっており、規制緩和にあたらない。 なお、関税定率法第4条第1項の規定により課税価格の計算ができず、同法第4条の2から第4条の6の規定のいずれかにより課税価格を計算する場合には、上述のとおり、原則として、評価申告書を提出することとされているが、乗用車やその部分品等の関税無税品については当該申告書の提出を省略できることとしており、申告者の事務負担の軽減を図っているところである。		—				社団法人　日本自動車工業会	16	A	特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定	輸入後に廃棄される事が前提の貨物については、物品に関する評価額設定を省略するよう、追記したい。 （当然、後日　廃棄証明等の提出を行う、あるいは、事前申請を行うことを考慮する）	海外市場で流通または、使用に供していた部品・製品について、市場からのクレームにより、事象解析の必要性にもとづき、輸入をするが、解析実施後は廃棄処分とするため、固定資産計上も行っていないが、現状の関税定率法にもとづいて、むりやり課税評価額設定を行っている。	解析後、廃棄処分となるため、課税評価額設定に時間を使うことが、大きなロスとなっている。更に、固定資産価値もなく、消費も発生していないにもかかわらず、一時的ではあるにしろ、消費税支払い処理が発生していることに、企業運営上のロスとなっている。	関税定率法 基本通達4の4－1	・新規要望 ・当会重点要望項目

様式２　全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	要望主体	要望事項番号	要望種別（規制	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他（特記事項）
5030A	5030001			z11009	財務省、	関税法第４条第１項第２号	関税の課税物件確定の時期は、原則的には輸入申告時であるが、保税工場における保税作業による製品である場合には、保税工場に置くこと又は保税作業に使用することが承認された時（本件の場合、豚肉原料についてこれらの承認を受けた時）とされている。 なお、関税の機能の一つには国内産業の保護があり、豚肉の関税については、国内養豚農家の保護と需要者の利益とのバランスを図る仕組みとして、差額関税制度が設けられている。	f	-	提案内容は、保税工場における保税作業に係る製品を輸入する場合には当該作業前の原料の時点の貨物の性質及び数量により課税されるところ、本件については製品に対する関税率よりも原料に対する関税率が高いことから、保税作業後の製品の時点の貨物の性質及び数量により課税することで、関税額が軽減されることを求めるものであり、「税の減免等に関するもの」に当たり、規制改革には当たらない。 なお、本件提案は「税制上の明らかな制度矛盾の解消を求めるもの」とされているが、関税法第４条第１項第２号の規定は、国内産業保護等の目的により輸入貨物に設定されている関税について、その貨物が本邦に到着した後に、保税作業が行われることで上記の目的が実質的に失われることがないように原料時点の貨物の性質及び数量で課税することとしているものであり、制度矛盾はないものと考えられる。		以下要望者再意見を踏まえて再検討されたい。 「「税制上の明らかな制度矛盾の解消を求めるもの」と訴求している観点が違っていると思います。確かに保税加工制度自体においては整合性はあるが、輸入ソーセージの税制の優遇措置（定率関税）に関してもっと調べていただきたい。海外で生産される物と国内で生産される物が同質で有るのに税制面で割高になるのを許容されるのは消費者利益にも反すると考えます。豚肉の差額関税制度は生産者保護としています。輸入ソーセージ（オールポーク）と国産製品では明らかに品質・価格に太刀打ちが出来ません。農業保護は必要でしょうが産業の公平な競争は見過ごされ、優良な納税者が淘汰されるのが政府方針であれば、国内の力のあるメーカは海外へ移転し、国内の弱小メーカーは座して滅亡する迄でしょう。政府の見解としてこの制度改革を汲み入れらないのであれば、他の豚肉加工品同様にポークソーセージを差額関税の対象として適用することが、余程機会の公平性として判りやすいのでは有りませんか。この場合消費者利益は無視されますが、加工品生産者は有る程度生き残るでしょう。基本的な主張は機会の公平性に欠ける事を是正して欲しいのです。」	f	-	提案内容は、検討要請に対する回答のとおり、製品に対する関税率よりも原料に対する関税率が高いことから、保税作業後の時点の貨物の性質及び数量により課税することで、関税額が軽減されることを求めるものである。また、他の豚肉加工品同様にポークソーセージを差額関税の対象として適用するとの意見は、ポークソーセージの関税率の変更を求めるものである。いずれも関税の改正に関するものであり、規制改革に当たらない。	民間企業	1	A	ポークソーセージの税制に係る規制改革要望	保税加工工場より国内へポークソーセージ製品を引き取る場合には、ポークソーセージ製品をいったん国外に輸出し、再度同じ製品を輸入したものと見なし、国外から輸入されるポークソーセージと同様の定率関税を適用する。	保税加工工場で製造されたポークソーセージを直接国内に引き取る場合には、原料に対する差額関税が適用されるが、いったん海外に輸出し、同じ製品を再度輸入すれば定率関税が適用される。そこで、保税加工工場で製造されたポークソーセージについては、工場において輸出許可を受けたことをもって、これを関税法第２条第１項第２号に定める「輸出」があったものと見なし、引き続き同製品の輸入許可を受けることができるようにする。 このことにより、国内製品と海外製品の価格差が解消し、中小メーカーの競争力を高めることが可能となる。	海外製のポークソーセージは１０％定率関税にて輸入できる一方、国内製ポークソーセージの豚肉原料は差額関税により原料価格が固定されている。このような状況下にあって国内製品と海外製品との価格差が著しく生じ、国内の中小零細生産メーカーのシェアーは海外製品に浸食されているのが現状です。国内製製品の競争力の低下はひとえにソーセージ用原料価格の高騰に起因するもので、ひいては差額関税制度による原料の内外格差が競争の足枷になっているのであります。そこで、国内製ポークソーセージについても輸入ソーセージと同様の条件下に機会均等を図ることを提案理由とします。 なお、当該提案は税制上の明らかな制度矛盾の解消を求めるものであり、単なる税の減免を求めるものではなく、この点を踏まえた回答をお願いしたい。	関税法第２条第１項第２号	
5051A	5051016	1	G46	z11010	財務省、	関税法基本通達第67－１－20	【コンテナー扱い】 適正な輸出通関を確保しつつ、簡易・迅速な通関を実現するとの観点から、過去の一定期間に法令違反がないなど、一定の条件に合致する場合にコンテナーに詰めたまま輸出申告することを認める制度である。	対応策4：c 対応策4以外：d	-	１．道路運送車両法の改正により、平成17年７月から中古自動車を輸出する場合には、輸出抹消仮登録証明書等の原本の提示が義務付けられているが、税関は当該提示された証明書等の原本と現車との対査確認を実施しており、これを含め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。 ２．また、税関においても、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による手続きの変更に合わせ、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関に一本化し、厳格に運用しているところである。 ３．税関では、従来より、不正輸出入の危険性の高い貨物（ハイリスク貨物）と低い貨物（ローリスク貨物）を選別した上、ハイリスク貨物に対しては重点的な審査・検査を行っている。また、貨物をコンテナーに詰めた後に輸出申告し許可を受ける輸出貨物のコンテナー扱いについては、盗難自動車を含め、不正輸出を防止する観点から、過去に関税法等の違反や税関の審査・検査により法令の規定に従っていない者はコンテナー扱いを認めないこととするとともに、コンテナーを開披することなく検査できるコンテナー貨物大型Ｘ線検査装置等による検査を実施するなど、輸出申告時にコンテナー内貨物の現物確認を強化しているところである。 ４．なお、第３者証明機関の協力については、既に、コンテナー貨物の輸出に際し公認検数検定機関の証明書等が輸出申告書に添付されている場合には、税関としても参考としているところである。ただし、第３者機関による検査等の結果については、公益法人が行っている検査等の結果を許認可等の条件とすることを禁止する閣議決定（公益法人に対する検査等の委託等に関する基準（平成８年９月20日））がなされたことなどを踏まえ、この取扱いを変更し、上述したように公認検数検定機関によるコンテナー貨物の内容に関する証明を税関における審査・検査の参考とするに止めることとしたものであり、従前の取扱いに改めることは考えていない。 ５．いずれにせよ、税関としては、公認検数検定機関等の第３者証明機関とも協力しつつ、盗難自動車の不正輸出の取締りを積極的に行ってまいりたい。		右要望主体から、「2005年7月1日から実施された①中古自動車にかかる旅具通関の廃止、②輸出抹消仮登録証明書等の原本提示の義務付けおよび税関における証明書等の原本と現車との対査確認の実施は、自動車盗難件数の減少に大きく寄与したと考えている。今後はコンテナー通関に対する検査の強化が必要と考えており、コンテナーＸ線検査装置が配備されている港においては、仕向地や輸出業者による絞込みを行ったうえで、同装置による検査を強化するなど、今後とも施封前の積み込み時の有効なコンテナーチェック強化について検討願い、公認検数検定機関等の第３者証明機関と引き続き協力いただき盗難自動車の不正輸出の取締りを推進願いたい。」との再意見が提出されているところ、貴省の見解を示されたい。	d	-	税関では、従来から、大型Ｘ線検査装置等を活用して、輸出申告時におけるコンテナー内貨物の現物確認を強化しているほか、公認検数検定機関によるコンテナー貨物の内容に関する証明を審査・検査の参考とするなど、盗難自動車等の不正輸出の防止に努めてきたところである。 今後とも、公認検数検定機関等の第３者証明機関とも協力しつつ、盗難自動車の不正輸出の取締りを積極的に行ってまいりたい。	（社）日本損害保険協会	16	A	自動車盗難対策の強化	①税関または第三者証明機関によるコンテナー内貨物の現物確認の強化	中古車の不正輸出や不正流通のルートに対する対策を実施することで、我が国における自動車盗難を減少させ、約1000億円を超えると推定される社会的損失や二次犯罪の発生を抑える効果が期待される	自動車盗難の現状を概観すると、2005年(暦年)の自動車盗難件数は前年比20.4%減の46,728件となり、6年ぶりに50,000件を下回った。この減少傾向は2006年も続いているものの、銀行強盗などの二次犯罪に盗難自動車が利用されるなど、自動車盗難は依然として重大な社会問題であると考えている。 また、昨今の検挙事案から組織化された窃盗団が数百台から千台の自動車を盗み、数億から十数億円相当の不正な利益を上げている実態が報告されている。今後、自動車盗難対策の手を緩めれば、再び、盗難件数が反転するなど、現状においても楽観はできないものと考えている。 このような状況の中で、盗難自動車や車上ねらいで盗まれたカーナビゲーションシステム、カーステレオの流通を阻止する取組みは、盗品を資金化するルートを遮断することとなり、有効な自動車盗難対策であると考えている。 １．2005年7月1日から実施された①中古自動車にかかる旅具通関の廃止、②輸出抹消仮登録証明書等の原本提示の義務付けおよび税関における証明書等の原本と現車との対査確認の実施により、盗難自動車の不正輸出が困難となり、自動車盗難件数の減少に大きく寄与したものと考えている。このような不正輸出手段の絞込みは有効な対策ではあるが、窃盗団はよりチェックがゆるい輸出の手段を用いて盗難自動車の不正輸出を繰り返すことが想定され、今後はコンテナー通関に対する確認の強化が課題となると考えている。 盗難自動車をコンテナーに積み込んで不正に輸出を行おうとした検挙事例としては、次の2例が報告されている。 ①2005年7月に、内陸部のコンテナーヤードで盗難自動車をコンテナーに積み込み、港から盗難自動車を海外に不正輸出しようとした窃盗団を埼玉県警が検挙した事例。 ②2006年2月に警視庁は通関手続きをしたコンテナーから、イモビライザーを装備した車を含む盗難自動車３９台を発見した事例。 このようにコンテナーに積み込まれた事例も報告されており、対策を怠れば、盗難自動車の主たる不正輸出の手段として、コンテナー輸出が利用されることが懸念され、コンテナー内に盗難自動車が紛れ込んでいないか厳重に確認することが必要であると考える。 しかしながら、大量に輸出されているあらゆるコンテナーの貨物をすべて盗難自動車の確認のためにチェックすることは極めて困難であることから、仕向地や輸出業者による絞込みを行ったうえで、コンテナーＸ線検査装置が配備されている港においては同装置による検査を強化する方法が考えられる。また、特に内陸部で積み込まれるコンテナーについては施封後は開封ができないことから、施封前にコンテナー内の貨物をチェックすることで不正輸出を防止する効果が見込まれる。このようなケースに対しては、出航地(港)や仕向地、輸出業者などを限定して、積込み前に第三者証明機関の立会い確認を実施願うことで、大幅な改善が図られるものと考える。	①関税法基本通達67-1-20（輸出貨物コンテナー扱い） 【要望理由の続き】 ２．インターネットオークションに、車検証が備わっていなかったり、車台番号のない自動車が出品されていることがある。インターネットオークションは不特定多数の個人が取引を行っており、売買の主体が見えにくいシステムである。そういったことからも、盗難自動車やカーナビゲーションシステムなどの盗品の不正流通経路としてインターネットオークションを利用するケースが今後増加してくることが予想される。 そういった状況の中でインターネットオークション事業者がサイトに盗品が混入しないように管理を強化し、盗品の流通を阻止することは事業者の責任として必須であると考えている。 警察庁では、古物営業法第２１条の３の規定により、古物競りあっせん業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネットオークションサイトの運用を改善するよう指導されていると聞いているが、盗難車や盗品がインターネットオークションで流通されないような手段を講じる必要がある。そういった観点から、オークション事業者が盗品の申告義務に対して違反した場合には行政処分・罰則を制度化するなどしてオークション事業者の責任をさらに強化願いたい。	
5054A	5054067	1	G46	z11010	財務省、	関税法基本通達第67－１－20	【コンテナー扱い】 適正な輸出通関を確保しつつ、簡易・迅速な通関を実現するとの観点から、過去の一定期間に法令違反がないなど、一定の条件に合致する場合にコンテナーに詰めたまま輸出申告することを認める制度である。	対応策4：c 対応策4以外：d	-	１．道路運送車両法の改正により、平成17年７月から中古自動車を輸出する場合には、輸出抹消仮登録証明書等の原本の提示が義務付けられているが、税関は当該提示された証明書等の原本と現車との対査確認を実施しており、これを含め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。 ２．また、税関においても、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による手続きの変更に合わせ、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関に一本化し、厳格に運用しているところである。 ３．税関では、従来より、不正輸出入の危険性の高い貨物（ハイリスク貨物）と低い貨物（ローリスク貨物）を選別した上、ハイリスク貨物に対しては重点的な審査・検査を行っている。また、貨物をコンテナーに詰めた後に輸出申告し許可を受ける輸出貨物のコンテナー扱いについては、盗難自動車を含め、不正輸出を防止する観点から、過去に関税法等の違反や税関の審査・検査により法令の規定に従っていない者はコンテナー扱いを認めないこととするとともに、コンテナーを開披することなく検査できるコンテナー貨物大型Ｘ線検査装置等による検査を実施するなど、輸出申告時にコンテナー内貨物の現物確認を強化しているところである。 ４．なお、第３者証明機関の協力については、既に、コンテナー貨物の輸出に際し公認検数検定機関の証明書等が輸出申告書に添付されている場合には、税関としても参考としているところである。ただし、第３者機関による検査等の結果については、公益法人が行っている検査等の結果を許認可等の条件とすることを禁止する閣議決定（公益法人に対する検査等の委託等に関する基準（平成８年９月20日））がなされたことなどを踏まえ、この取扱いを変更し、上述したように公認検数検定機関によるコンテナー貨物の内容に関する証明を税関における審査・検査の参考とするに止めることとしたものであり、従前の取扱いに改めることは考えていない。 ５．いずれにせよ、税関としては、公認検数検定機関等の第３者証明機関とも協力しつつ、盗難自動車の不正輸出の取締りを積極的に行ってまいりたい。		－			-	（社）日本経済団体連合会	67	A	自動車盗難対策の強化	自動車盗難を減少させるべく、中古車の不正流通を阻止する対策を実施すべきである。 ①税関または第三者証明機関によるコンテナー内貨物の現物確認の強化		別添資料④参照	①関税法基本通達67-1-20	①道路運送車両法の改正により、2005年7月から中古車輸出時には輸出抹消仮登録証明書を取得するか、一時抹消中の車については輸出予定届出書を取得し、税関において輸出時にそれらを確認することとなった。
5054A	5054039			z11011	財務省、	たばこ事業法第22条、23条 たばこ事業法施行規則20条 平成10年3月大蔵省告示第74号	たばこ事業法及び同施行令において、たばこ小売販売業免許の取得には距離規制がある。例えば、予定営業所と最寄の営業所との距離が、予定営業所の所在地の区分ごとに、25mから300mまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達していない場合は「不許可」とすることができる。	c	-	１．たばこ小売販売業の許可制及びその許可基準である距離基準については、たばこ専売制度を廃止する際に、仮に距離基準を廃止した場合には、販売店の激増・乱立による流通秩序の激変が生じ、これにより、大部分が零細者である小売業者に深刻な影響が及ぶおそれが大きいことから、距離基準を維持することが不可欠であるとされたものである。 ２．現在においても、小売販売業者の大半が零細者（注）であり、年間約4千件（17年度実績）の不許可理由のほとんどが「距離不足」であることを考慮すれば、距離基準は現在においても許可制の根幹をなすものとなっており、仮に距離基準を廃止した場合には実質的に、許可制の意義自体が失われることとなるため、適当ではない。 （注）平成15年度たばこ小売販売業経営実態調査結果（財務省）によれば、店舗経営者のうち60歳以上の割合が約56%、1カ月当たりのたばこの粗利益額10万円未満の店舗が全体の約53%となっている。 ３．また、許可制及び距離基準は、販売店の激増・乱立を防ぐことを通じ、未成年者喫煙防止の社会的要請や、諸外国において深刻な社会問題となっている不正取引（密輸品・偽造品の流通）の防止に一定の役割を果たしていること及びたばこが健康に対してリスクのある嗜好品であるという商品特性を考慮すると、「顧客ニーズ」のみの観点から規制緩和を検討することは適当ではない。 ４．なお、我が国が平成16年6月に締結した、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約第15条7においては、「締約国は、不法な取引を防止することを目的としてたばこ製品の生産及び流通を管理し又は規制するため、更にとるべき措置（適当な場合には、許可制度を含む。）を採択し及び実施するよう努める。」とされているところであり、流通規制の緩和を検討するに当たっては、このようなたばこ規制に関する国際的な情勢も考慮する必要があると考えられ、この点から見ても、許可制及びその根幹をなす距離基準を撤廃することは適当ではない。		流通秩序の激変や零細事業者への影響については、時限措置的な手法を使って対応していくことも考えられるのではないか。 不正取引と距離基準の関連性について明確に示されたい。当該国際条約締結国においても、日本と同様に、許可制の根幹となっている距離基準を設けていることが一般的であるという認識でよいか。 以下要望者再意見も踏まえて、再検討されたい。 「「未成年喫煙防止の社会的要請」や不正取引の防止は小売販売事業者が対面販売による年齢確認などの責務を果たせば十分に達成できる。 財務省は、許可制や距離基準が「未成年喫煙防止の社会的要請」や不正取引の防止に一定の役割を果たしていると主張することへの、合理的な根拠を示すべきである。」	c	-	（時限措置的な手法） 1　たばこの小売販売業の許可制及び距離基準については、専売制度廃止に伴い、これを一挙に廃止した場合には、流通秩序に少なからぬ影響を与え、零細小売人の共倒れなど深刻な社会問題を惹き起こす可能性が大きいため、既存小売人の実態等に鑑み、小売人への激変緩和を図る観点から、当分の間、小売販売業について許可制が採用されることとなったものである。 2　この激変緩和措置である小売販売業許可制は、許可制を廃止しても小売人に対し激変が生じない状況になるまでの間（当分の間）維持されることが必要であるとされているところであるが、現状では、年間約4千件（17年度実績）の不許可理由のほとんどが「距離不足」であることからすれば、距離基準の撤廃により、既存店舗の近辺に小売業者が乱立することが予想される。平成15年度たばこ小売販売業経営実態調査（財務省）の結果によれば、店舗経営者のうち60歳以上の割合が約56%、1ヶ月当たりのたばこ販売の粗利益額10万円未満の店舗が約53%と高い割合になっており、現時点において距離基準を撤廃すれば、これらの零細な小売店に、経営規模の縮小、経営悪化あるいは共倒れ等の深刻な影響が及ぶことは明白である。また、激変が生じないようになる時期についても、事柄の性質上、いつになるか現時点において明らかにすることは困難である。 （距離基準と不正取引の関係） 1　たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約第15条7においては、「締約国は、不法な取引を防止することを目的としてたばこ製品の生産及び流通を管理し又は規制するため、更にとるべき措置（適当な場合には、許可制度を含む。）を採択し及び実施するよう努める。」とされている。 2　距離基準を撤廃した場合には、年間約4千件の不許可理由のほとんどが「距離不足」であることを考慮すれば、実質的にたばこ販売の自由化を行うと同等の状況になるものと考えられ、小売業者が激増することが想定される。上記条文のとおり、不法な取引を防止するためには、たばこ製品の流通を管理し又は規制する必要があるが、小売業者の激増は、流通の管理又は規制を困難とすることは明白であり、条約において、流通の管理・規制の強化を求められていることに反することとなる。 （参考1）先進主要国において、小売販売の免許制等を採用してい	（社）日本経済団体連合会	39	A	たばこ販売の免許取得に関する距離規制の見直し	たばこ販売の許可申請における距離規制を撤廃すべきである。	（*） 免許を取得した小売販売事業者が対人販売による年齢確認などの責務を果たせば十分に達成できる問題であり、免許取得に距離規制の撤廃が、不正取引や未成年喫煙につながるわけではない。	たばこ小売販売業免許の取得に様々な条件が付されているため、小売販売業者が顧客サービスの充実を図るに十分な品揃えを行えない状況になっている。例えば、営業時間が短い小売店の近くにあるコンビニエンスストアはたばこ小売販売免許を取得できないことから、当該たばこ小売店舗の営業時間外にたばこを購入したいとする顧客のニーズを満たすことができない。「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁からの回答について（平成18年７月26日）」では「距離基準が廃止された場合には、小売業者の大幅な増加は避け難いのみならず、申請件数も急増するものと考えられる」と回答しており、強い顧客ニーズがあることを認めている。その一方で、上記回答では距離基準の意義を「大部分が零細者である小売業者に深刻な影響が及ぶ恐れが大きいことから、距離基準を維持することが不可欠であるとされたもの」としており、距離基準を維持して消費者ニーズに応えようとしない。「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの再回答について（平成18年8月14日）で言及されている「不正取引防止」や「未成年者喫煙防止」については、（*）	たばこ事業法第22条、23条 たばこ事業法施行規則20条	たばこ事業法及び同施行令において、たばこ小売販売業免許の取得には距離規制がある。例えば、予定営業所と最寄の営業所との距離が、予定営業所の所在地の区分ごとに、25mから300mまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達していない場合は「不許可」となる。

様式２　全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	要望主体	要望事項番号	要望種別（規制	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他（特記事項）
5054A	5054069			z11013	財務省、	関税法第67条の3、67条の4 関税法施行令第59条の6 関税法施行規則第9条 関税法基本通達67の3－1、67の3－7	特定輸出申告制度は、他の荷主の貨物と混載された貨物は対象外としている。 特定輸出申告制度は、その申告に係る貨物が置かれた場所を所管する税関官署の長に対して行う必要があり、移動中の貨物については、当該申告は行えないことになっている。 特定輸出者の承認申請においては、法令遵守規則（コンプライアンスプログラム）を定めていることが要件となっている。	対応策1：b 対応策2：d	対応策1：Ⅰ 対応策2：―	1．特定輸出申告制度については、本年3月に導入したところであるが、今後、同制度の運用状況等を見極めながら、利用者の利便性の向上と的確な制度運用の確保とを勘案しつつ、必要に応じた見直しを検討しているところであり、具体的な改善策については、現在、関税・外国為替等審議会関税分科会において、審議中である。 2．なお、税関に提出する法令遵守規則（コンプライアンス・プログラム）は、他の制度におけるコンプライアンス・プログラムと共通化できる部分については、これを可能な限り共通化することに努めており、税関における取締り等の要請から必要な項目に限り、独自の規定を設けて頂くようにしている。		－			-	（社）日本経済団体連合会	69	A	特定輸出申告制度の改善	特定輸出申告制度により多くの荷主が参加できるよう、以下のようにすべきである。 ①混載貨物に特定輸出申告制度の対象とすべきである。 ②申告の時期について輸出者が柔軟に選択できるようにすべきである。 ③積込港を管轄する税関官署への申告も可能とすべきである。 ④輸出業務に係るコンプライアンスプログラムの一本化を図るべきである。	(*) 通関地の拡散は、導入当初は輸出者の製品知識や法令準拠のノウハウを持たない業者が通関を行うため、事故リスクが生じることが危惧される。従い、積込港を管轄する税関官署へも特定輸出申告が可能となるよう今後検討されたい。 ④すでに多くの輸出企業は、経済産業省の安全保障貿易管理関連社内C/P（以下輸出管理C/P）を整備・実施しているが、企業毎に輸出管理C/P体制の内容は様々である。このため、中には新制度に対応するため二重にC/Pを整備せざるを得ないとする企業もある。新制度のみならず、国土交通省の特定荷主／特定フォワーダー制度など、セキュリティ強化と物流効率化を両立させるための種々の措置が計画されていることから、C/P要件が多重にかからないよう、輸出業務に係るC/Pの一本化、あるいは荷主から物流事業者までを含めた総合的な管理政策を構築する必要がある。	①集合梱包されシッピングマークが貼付された貨物は他社貨物と明確に識別可能であり、また、顧客に届けられるまで梱包は解かれることもなく荷姿も変更されないことから、新制度の申告単位をシッピングマークが貼付された集合梱包貨物として混載貨物を適用対象としても、特定輸出貨物の管理上支障はない。 ②包括事前審査制度にあっては、輸出貨物をCYに搬入後に申告する。殆どの場合、申告後極めて短時間のうちに区分1で許可される。新制度では、自社施設を含め保税地域外からの申告が可能となるが、包括事前審査制度以上の効率性を実現するために、自社施設からCYに至る保税地域外での業務プロセスの中で、輸出者が柔軟に申告の時期を選択できるよう運用されたい。 ③貨物が蔵置されている場所を管轄する税関官署に提出することとされているが、各地に点在する事業所の各々に対応する通関拠点を整備・利用・委託等することは業務集約化に反することになり、工数・コスト増加につながることが予想される。　(*)	関税法第67条3～11 同施行令第59条の6 同施行規則第9条	2006年3月より特定輸出申告制度が措置された。この制度は、セキュリティ対策の強化と国際物流の高度化に対応した物流促進を同時に達成することを目的としており、コンプライアンスの確保等を条件に、あらかじめ税関長の承認を受けた輸出者（特定輸出者）については、保税地域に貨物を入れないで輸出申告を行い、輸出の許可を受けることを可能にするとともに、輸出者のコンプライアンスを審査および検査に反映させようとするものである。制度の普及を推進している財務省関税局は、特定輸出申告については輸出手続にかかるリードタイムの短縮や仕入書等の輸出申告書類の簡素化といったメリットを強調しているが、現実には利用しやすい条件が整えられていないため、企業にとって参加するメリットが期待できない。
5054A	5054087			z11014	財務省、	・会計法　第29条の3　4項 ・予算決算及び会計令第一条　21項 ・「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」（2001年10月29日　財理第3660号）　第一（二）(11) ・平成18年3月17日付財理第1044号「効率性を重視した未利用国有地等の管理処分について」通達	1．都市再開発法に定める市街地再開発事業のために必要な国有地については、同法に基づき設立された都市再開発組合に随意契約で売却することとしている。 2．未利用国有地等については、公用・公共用利用優先の考え方を原則としつつ、効率性の向上を図る観点から、より速やかに、かつ透明で公平な手続きに従って処分等するものとし、地方公共団体等からの取得等要望の受付期間及び処分等相手方との契約締結期限を設定し、当該受付期間中に取得等要望がない場合又は当該期限までに契約が締結されない場合は、原則として、速やかに一般競争入札により売払いすることとしている。	c	-	1．国有財産を随意契約で公益事業のために売り払う場合は、売払財産が確実に当該公益事業の用に供されるよう、直接その事業者に売り払うこととしている（予算決算及び会計令第一条第21号）。 市街地再開発組合は、都市再開発法第11条に基づき都道府県知事の認可を受け設立され、同法第70条に基づく権利変換手続き等を行う一方、権利変換計画に違反しているときは都道府県知事から処分の取消し命令等の行政処分を受けることとされており、市街地再開発事業の実施が確実な仕組みとなっている。 このため、都市再開発法に基づく市街地再開発事業のために必要な国有財産を随意契約で売り払う場合は、同法上の事業施行者である市街地再開発組合を契約相手方とすることが適当と考える。 一方、ご提案の「準備組合等」については、都市再開発法に制度の規定がなく、市街地再開事業の実施が確実と見込まれないことから、「準備組合等」の段階で国有財産を随意契約で売り払うことは適当でないと考える。 （参考）平成11年の都市再開発法の改正により、発起人を中心とした法人格を有さ ない再開発準備組合等の任意団体について、事業計画作成前の段階におい て、発起人が定款及び基本方針を定め、都道府県知事等の認可を受けること により組合を設立できることとされた。 2．国有財産の処分に当たっては、公用・公共用利用優先の考え方の下、一般競争入札の実施に先立って地方公共団体へ文書により取得要望の確認を行うとともに財務局等ホームページを通じて都市計画事業者等からの公的な利用要望の受付を行っているところである。 また、当該公共団体によって当該国有財産を含む地域の都市計画の見直しが行われる場合には、当該地方公共団体との協議会の場等を通じて、広く関係者の意向も反映されるよう努めているところである（関係先への意見聴取については「措置の分類」d（現行制度下で対応可能））。		財務省の回答にもあるように、国有財産の処分に当たり、一般競争入札に先立って利用要望を提出できる主体は、地方公共団体及び予算決算及び会計令第一条第21号等の規定により随意契約により契約することができる公益法人その他の事業者に限られている。 上記主体以外にも、国有財産の処分に関して再開発準備組合など、利害関係を有する者からの意見を直接受付けるべきである。	d	-	国有財産の処分に当たっては、公用・公共用利用優先の考え方の下、一般競争入札の実施に先立って地方公共団体へ文書により取得要望の確認を行うとともに財務局等ホームページを通じて都市計画事業者等からの公的な利用要望の受付を行っているところである。 また、当該公共団体によって当該国有財産を含む地域の都市計画の見直しが行われる場合には、当該地方公共団体との協議会の場等を通じて、広く関係者の意向も反映されるよう努めているところであり、再開発準備組合等利害関係を有する者で、国有財産の処分に関して意見がある場合には、当該国有財産を管理する財務局等に申し出されたい。	（社）日本経済団体連合会	87	A	公益性が高いとされる都市計画事業区域内における国有財産の処分方法の改善	都市計画事業区域内の国有財産を随意契約で購入できる事業者として、市街地再開発組合に加え、一定の要件を備えた準備組合を認めるべきである。例えば、都市再生特別措置法に規定される緊急整備地域内の法定再開発事業における準備組合等を認めるべきである。 また、国有財産を売却する際には、地方公共団体や市街地再開発組合の意向のみならず、広く関係者の意見を聞き、それに対する回答を示すべきである。		再開発事業の対象区域内に国有財産が存在する場合、入札で払下げが行われると、買受人の対応によっては事業の推進に重大な影響が出る。そのため、準備組合を随意契約の対象として認めて売却することで、その後の事業が進めやすくなる。 また、現在は国有財産を売却する際に、「地方公共団体及び予算決算及び会計令第一条第21号等の規定により随意契約により契約することができる公益法人その他事業者」から国有財産の取得要望を受け付けているのみであり、他の関係者の意向が反映されていない。	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第一条第21号 「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」（平成13年10月29日財理第3660号）　第一（二）(11)	「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」通達により、都市計画法(第4条第15項)に規定する都市計画事業の用に供する場合については、国有財産を指名競争入札ではなく随意契約により直接公共団体又は事業者に売り払い、貸付け又は信託することができる。再開発の構想後、準備組合と地方公共団体の協議を通じて再開発事業計画が作られるが、準備組合は国有財産を随意契約で売却される対象として認められていない。 「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの再回答について（2006年8月14日）」では、「都市再開発法に基づく市街地再開発事業のために必要な国有財産を随意契約で売り払う場合は、原則として同法上の事業施行者である市街地再開発組合が売払の対象となると考えられる」とされている。また、「国有財産の処分に当たっては、公用・公共用利用優先の考え方の下、一般競争入札の実施に先立って(*)（*）地方公共団体へ文書により取得要望の確認を行うとともに財務局等ホームページを通じて都市計画事業者等からの公的な利用要望の受付を行っており、行政や地域のニーズに配慮しているところである」と回答されている。
5055A	5055003			z11015	財務省、	・国債ニ関スル法律　第二条ノ二 ・個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年十二月六日財務省令第六十八号）第二条、第五条 ・個人向け国債の発行等に関する省令第五条に規定する者を定める件（平成十五年一月六日財務省告示第五号）	個人向け国債は、「もっぱら個人が保有することを目的」（個人向け国債の発行等に関する省令第二条）としており、保有は個人に限定されている。	b	III	・個人向け国債は投資家層の多様化という国債管理政策上の課題に対応するため、「もっぱら個人が保有することを目的」に特別に商品設計されている（金利水準、元本保証、中途換金）。 ・特定贈与信託においては、受益者・委託者は個人に限定されているものの、信託財産の運用に関する判断は受託者である信託銀行等金融機関が行っている。この場合、投資対象である国債の購入・売却（中途換金）を金融機関が判断するということになり、個人による購入・保有と差異がないとはいえない。 ・但し、重度心身障害者の経済的安定を図るという特定贈与信託制度の趣旨及び国債保有の多様化の観点から、国債管理政策と整合的な形でどのような対応が可能か検討してまいりたい。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。 ・特定贈与信託の信託財産により「個人向け国債」の購入が可能となれば、当該信託の目的である「特別障害者の生活の安定を図る」ことにつながる。 ・また、当該信託は、信託銀行の財産管理機能を活用し、受益者である特別障害者に必要な生活費や医療費等の金銭を定期的を交付することを主目的としており、当該信託財産による「個人向け国債」の購入は、個人向け国債（新型も含む）の国民各層への定着化にも資するものと考えられるため、「個人向け国債」の発行趣旨・政策にも沿うものである。 ・以上を踏まえ、改めて検討を要望する。	b	III	・重度心身障害者の経済的安定を図るという特定贈与信託制度の趣旨及び国債保有の多様化の観点から、信託運用における受託者（信託銀行等）と委託者の関係を精査しつつ、実務的な問題点の検証も含め、国債管理政策と整合的な形でどのような対応が可能か検討してまいりたい。	社団法人信託協会	3	A	個人向け国債を特定贈与信託の信託財産の運用対象とすること	・「個人向け国債」の購入可能者は個人に限られている。 ・「個人向け国債」を、特別障害者扶養信託（以下「特定贈与信託」という。）の信託財産で購入することを可能とすること。		・特定贈与信託は、特別障害者の経済的な安定を図る目的で、個人である委託者が、個人である特別障害者を受益者として、金銭、有価証券等を信託財産として設定される信託である（相続税法第21条の4）。本制度は信託銀行の財産管理機能を活用し、贈与財産の費消・散逸の防止、特別障害者に対する定期的な生活費等の支払等について、特別障害者の経済的な安定を図ることにあるため、信託財産の運用は、「安定した収益の確保を目的として適性に行う」（相続税法施行令第4条の11第4号）ことが求められている。 ・個人向け国債は、他の国債と異なり、一定の利払い確保（最低金利保証）など、その商品設計から他の国債に比べ優位性があり、「安定した収益の確保」に資するものであり、「特別障害者の生活の安定を図る」ことにつながると考えられる。	個人向け国債の発行等に関する省令第2条	
5063A	5063001			z11016	警察庁、財務省、	・たばこ規制枠組条約（第16条） ・未成年者喫煙禁止法第四条 ・たばこ事業法第31条	たばこ規制枠組条約第16条においては、「締約国は、国内法によって定める年齢又は十八歳未満の者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、適当な段階の政府において効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を実施する。」とされている。また、未成年者喫煙禁止法第4条では、たばこの販売業者に対し、年齢確認その他の必要な措置を講ずるよう義務付けている。 たばこ事業法第31条第9号及び第10号においては、「財務大臣は、小売販売業者が未成年者喫煙禁止法第5条の規定（未成年者にその自用に供することを知りつつ、たばこを販売した者は罰金に処す）に違反して処罰されたときは、小売販売業の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる」とされている。	c	-	1．平成14年10月の財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題等に関する中間報告」においては、自動販売機の規制について、以下のとおり取りまとめられており、財務省としては、この中間報告を踏まえて対応していくことが必要であると考えている。 「自動販売機の規制にあたっては、全国に既に約60万台が設置されており、販売業者にとって重要な販売手段となっていることと、未成年者によるたばこの入手を防止しなくてはならないとの目的との調和をいかに図っていくかという観点から検討する必要がある。当審議会としては、自動販売機の店舗併設等管理の徹底とともに、成人識別機能付自動販売機の導入により、未成年者による自動販売機へのアクセスが厳格に防止される場合には、未成年者への販売を規制しようとする目的を達成できることから、我が国において自動販売機を廃止することまで求める必要はないと考える。」 2．このため、現在設置されている自動販売機については、未成年者喫煙防止対策を促進する観点から、次のとおり必要な措置を講じているところである。 ①平成元年7月以降の申請により許可された自動販売機 許可の際に店舗併設等の条件が付されていることから、当該条件に違反している場合は、改善指導を行い、当該指導に従わない場合は許可取消等に向けた手続きを実施する。 ②平成元年6月以前の申請により許可された自動販売機 許可の際に店舗併設等の条件が付されていないことから、店舗併設されておらず、かつ、以下の⑴～⑶のいずれかに該当する場合は、店舗併設条件を付与し、当該条件付与後、引き続き改善指導を行い、当該指導に従わない場合は許可取消等に向けた手続きを実施する。 ⑴自動販売機の見やすい位置に「未成年者喫煙禁止」を主旨とした表示を行わないもの ⑵未成年者によるたばこの購入を防止するために、自動販売機の深夜稼働の停止措置等の適正な管理措置を講じず、又は当該管理措置の内容を自動販売機に表示しないもの ⑶（社）日本たばこ協会等が、平成20年を目途として、成人識別機能を付した自動販売機を導入予定であることを踏まえ、当該小売販売業者がその設置する自動販売機について成人識別機能を遅滞なく稼働させる予定を明らかにしないもの 3．たばこ業界が、2008年に全国導入を予定している成人識別機能付自動販売機については、当該機に使用されるICカードが不正取得及び不正使用されることを防止するため、次の対策を講じるこ		以下要望者意見を踏まえて、再検討されたい。 「（1）長年にわたり（40～50年も），未成年者が自販機でタバコを容易に入手できてきている現実があり（7～8割は自販機で入手しているとのデータが公表されている），酒類については，業界の自主性と行政指導で自販機撤去が徐々に進んできているのに対し，タバコ自販機ではその行政指導すらなされてこなかった実態の自己評価をし，公表すべきである。 （2）ICカードのなりすましや代理購入，転売買などで未成年者がタバコを購入する可能性が十分にあり，その抑止の法的整備がない。たとえ自販機でタバコを買う未成年者が減ったにしても，このシステムでは完全なシャットアウト（ゼロ）を担保できないのであるから，指紋識別など成人本人識別機能を付加導入しないのであれば，本システムの自販機は壮大な無駄となる前に撤廃とされるのが，未成年者喫煙禁止法及びたばこ事業法から必要とされる。 （3）またICカード式自販機は，導入しない販売店もあることからも，2項は必要とされる。」	c	-	1．財務省においては、未成年者の喫煙防止に資するため、以下のとおり、たばこ自販機に関する行政指導等を実施している。 ①平成元年に、小売販業の許可の際には自販機の店舗併設条件を付与することとした。 ②平成元年以降、自販機の深夜稼動停止を行うよう指導し、現在、99．4％（平成18年3月末時点の全国たばこ販売協同組合連合会の調査に基づく）の実施率となっている。 ③平成14年以降、自販機の適正設置に係る調査及び指導を行っており、店舗併設条件に反して、当該指導に従わない小売販売業者に対しては、許可の取消を含む対応を行うこととしている。 2．たばこ業界が、2008年に全国導入を予定している成人識別機能付自動販売機については、当該機に使用されるICカードが不正取得及び不正使用されることを防止するため、次の対策を講じることを、（社）日本たばこ協会において検討しているところと承知している。 ①カード表面への顔写真の表示 ②カード表面への「貸与・譲渡禁止」文言の表示 ③会員規約での「貸与・譲渡を行った場合の罰則」条文による警告と罰則の実施 ④紛失・盗難届け出があったカードはシステム上使用不能とする ⑤必要に応じて適当な年数経過後にカード更新手続きを行う（カード保有者全員に対して本人確認を行い、本人確認がとれなかったカードを無効にすることで、本人以外のカード利用のリスクを抑える。） ⑥電子マネー機能搭載による抑止 ⑦カード配達時の本人確認方法の検討	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会， 特定非営利活動法人 日本禁煙学会	1	A	未成年者がタバコを買える自動販売機は撤廃する	未成年者喫煙禁止法第四条（煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとす）のために，タバコ製造・販売業界は，2008年に成人識別機能付タバコ自販機を導入するとしているが，これは年齢確認身分証明と写真で担保されたICカードの導入である。しかし本カードは転売されたり，なりすまし・代理購入等が可能で，未成年者が，自販機でタバコを買う可能性は十分にあり，また偽造や転売など新たな犯罪を誘発する可能性がある。 未成年者のタバコ購入のシャットアウトを担保できない自販機は撤廃とすべきである。	ICカード導入＝成人識別機能とタバコ業界と財務省は表現しているが，これは間違いで，年齢確認身分証明と写真を予め郵送で申し込んで作成し二重には登録できないICカード導入に過ぎず，自販機でこれを用いてタバコを購入する人が成人かどうかまでは確認できない。 ICカードの導入だけでは，未成年者の転売買や未成年者間の強要購入などで，新たな犯罪やネット購入が誘発され，未成年者が巻き込まれる闇ルートが出来るであろうことが懸念・憂慮・予見される。 未成年者のタバコ購入を完全にシャットアウトするために，自販機は撤廃とすることによってのみ担保される。	自販機でタバコを購入する人が成人を確認するために，ICカード導入に併せ，前回の本会の指紋認証機能の付加要望は不可との回答であったし，そもそもICカード式自販機の導入は法的義務づけでないので，全部の自販機が本システムを導入するわけではなく，未成年者のなりすましや代理購入のシャットアウトを担保できない。 前回の本会の要望に対して，警察庁は「販売時に購入者の年齢確認を行うことが困難である自動販売機による販売は，将来的には，国民の合意の下に廃止されるべきものであると考えている。」と回答しているし，自販機への未成年者の不正アクセスが防止できない場合には，たばこ規制枠組条約第16条の「拘束力のある書面宣言により禁止を約束することを明らかにすることができる。」により，タバコ自販機は早期に全面撤廃とすべきである。	・たばこ規制枠組条約（第16条他） ・未成年者喫煙禁止法 第四条　煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとす（2001.12追加） ・たばこ事業法 第31条　財務大臣は，小売販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは，第22条第1項の許可を取り消し，又は1月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。 9．未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）第5条の規定に違反して処罰されたとき。 10．法人であつて，その代表者のうちに第1号，第6号又は前号に該当する者があるとき。	追記： タバコ業界は，ICカード式タバコ自販機導入に併せ，深夜販売自粛を中止する考えのようであるが，これにより未成年者のなりすましや代理購入はより広がることが予見される。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	要望主体	要望事項番号	要望種別（規制）	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他（特記事項）
5063A	5063002			z11017	警察庁、財務省、	・未成年者喫煙禁止法第４条、第５条 ・たばこ事業法第31条	未成年者喫煙禁止法第４条では、たばこの販売業者に対し、年齢確認その他の必要な措置を講ずるよう義務付けており、同第５条では、故意に未成年者にたばこの販売を行った場合の罰則規定を設けている。 たばこ事業法においては、財務大臣は、未成年者喫煙禁止法第５条の規定に違反して処罰されたときは、小売販売業の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができることとされている。	c	-	１．未成年者喫煙防止法第４条においては、「煙草又ハ器具ヲ販売スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス」と規定しており、同法第５条においては、「満二十年ニ至ラサル者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス」と規定している。また、たばこ事業法第３１条第９号においては、「未成年者喫煙禁止法第５条の規定に違反して処罰されたとき」は、小売販売業の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができると規定していることから、未成年者喫煙防止に関する法律の規定は十分に整備されているものと考える。 ２．また、警察庁、財務省及び厚生労働省では、未成年者喫煙防止対策のため、平成１４年及び平成１６年に、全国たばこ販売協同組合連合会、社団法人日本フランチャイズチェーン協会、日本スーパーマーケット協会等の小売販売業界団体に対し、 ○未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底、 ○たばこの特性、未成年者の心身に対する影響及び未成年者に対する年齢確認の実施方法などの従業員研修等の実施、 ○ポスターの掲示などによる未成年者喫煙防止の注意喚起 等を盛り込んだ要請文書を発出しているところである。		未成年者の２～３割は店頭（コンビニやタバコ店など）で購入している実態がある。販売店では，未成年者と思われる場合には、身分証明などの提示要請を，業界として自主的に行っているとしているが，実態として，未成年者に販売がされているケースが多々ある。販売店にすれば収益上，そうするのが当然視とされている。 これを完全シャットアウトするためには，店頭におけるタバコ販売において，若者の場合には年齢証明の提示の法的な義務づけの整備が不可欠であるし，未成年者には絶対に販売しない制度的・法的枠組みが創設されるべきである（例えば，指紋識別など成人本人識別機能付きICカードでの購入システムの導入など）。	c	-	１．未成年者喫煙防止法第４条においては、「煙草又ハ器具ヲ販売スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス」と規定しており、同法第５条においては、「満二十年ニ至ラサル者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス」と規定している。また、たばこ事業法第３１条第９号においては、「未成年者喫煙禁止法第５条の規定に違反して処罰されたとき」は、小売販売業の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができると規定していることから、未成年者喫煙防止に関する法律の規定は十分に整備されているものと考える。 ２　また、警察庁、財務省及び厚生労働省では、平成14年及び平成16年に、小売販売業界団体に対し、年齢確認の徹底等について要請を行っているところであり、財務省としては、引き続き、関係省庁と協力して、小売販売業界に対し、年齢確認の徹底を求め、適切な未成年者喫煙防止の取組みを図っていくこととしたい。 ３　なお、指紋認証による年齢確認の導入については、3000万人にもおよぶ喫煙者の基本的な個人情報である身体情報の登録が必要となるが、これは、プライバシー及び個人情報保護の観点から重大な支障があるものと考えられ、極めて慎重な検討が必要と考えられる。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会，特定非営利活動法人 日本禁煙学会	2	A	未成年者喫煙防止のためタバコの店頭販売で年齢証明の提示を法的に義務づける	未成年者喫煙禁止法第四条（煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとす）のために，タバコ販売店（コンビニ等を含む）は，店頭において，未成年者と思われるタバコ購入に年齢証明の提示を自主的に求めているが，若い購入者には全て年齢証明の提示を法的な義務づけとすべきである。	未成年者喫煙禁止法第４条の年齢確認，及びたばこ事業法第31条の担保がほぼ完全に出来ることにより，未成年者のタバコ購入をほぼ完全に防止できることが期待される。 未成年者のアクセス防止（購入のシャットアウト）のために販売店の自主性に任せるのでなく，この法的義務づけが必須である。	未成年者の7～8割は自販機でタバコを購入しているとされているが（厚生労働省の研究班の調査結果），2～3割は店頭（コンビニやタバコ店など）で購入している実態がある。コンビニ等では，未成年者と思われる場合には，身分証明などの提示要請を業界として自主的に行っているが，周知が必ずしもされていないし，未成年と推測される場合も強要等により販売しているケースが報告され，報道もされている実態がある。 これを防止するためには，店頭におけるタバコ販売において，若者の場合には年齢証明の提示を法的な義務づけを担保する枠組みが必要である。	・たばこ規制枠組条約（第16条他） ・未成年者喫煙禁止法 第四条　煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとす（2001.12追加） ・たばこ事業法 第31条　財務大臣は，小売販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは，第22条第1項の許可を取り消し，又は1月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。 9．未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）第５条の規定に違反して処罰されたとき。 10．法人であつて，その代表者のうちに第1号，第6号又は前号に該当する者があるとき。	
5063A	5063010			z11018	財務省、	たばこ事業法第40条製造たばこに係る広告を行う際の指針（平成16年3月8日財務省告示第109号）	はり札、看板及び建物その他の工作物等（電車及び自動車の車両等を含む。）に掲出され又は表示されるたばこ広告については、たばこの販売場所及び喫煙所において行う場合を除き、公共性の高い場所では行わないこととしている。	c	-	１．　財務省においては、近年のたばこと健康をめぐる国民の意識の高まりやたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の内容などを踏まえ、平成１６年３月に「製造たばこにかかる広告を行う際の指針」（平成１６年３月８日財務省告示第１０９号）を全面改正し、はり札、看板及び建物その他の工作物等（電車及び自動車の車両等を含む。）に掲出され又は表示されるたばこ広告については、「たばこの販売場所及び喫煙所において行う場合を除き、公共性の高い場所では行わない」とする広告規制の強化を行ったところである。 ２．　たばこの販売場所及び喫煙所については、喫煙者がたばこの購入や喫煙を求めて立ち寄る場所であり、こうした者にほぼ限定して広告が行われると考えられることから、例外的な取扱いとしているものである。また、憲法で保障されている表現の自由や営業の自由の観点から、広告の全面的な禁止を求めることまでは問題があると考えられることから、規制の対象としていないところであり、今日においても、こうした場所についてまで規制することは適当ではないと考えている。		現在，電車や駅，屋外広告看板など，公共性の高い場所でのタバコ広告は規制されている。しかし，同じく公共性が高い駅の喫煙所やタバコ販売場所（店外）・自販機で派手なタバコ広告がなされていて，子どもを含む非喫煙者も自ずと目に触れざるを得ない。 これは，公共性の高い場所でのタバコ広告の規制と論理矛盾するものである。喫煙所やタバコ販売場所（店外）・自販機でのタバコ広告は規制から除外すべきでなく，有害リスクのあるタバコ広告は，一般の人の目に触れない店内部を除き一律に禁止・規制とすべきである。	c	-	たばこの販売場所及び喫煙所については、喫煙者がたばこの購入や喫煙を求めて立ち寄る場所であり、こうした者にほぼ限定して広告が行われると考えられることから、例外的な取扱いとしているものである。また、憲法で保障されている表現の自由や営業の自由の観点から、広告の全面的な禁止を求めることまでは問題があると考えられることから、規制の対象としていないところであり、今日においても、こうした場所についてまで規制することは適当ではないと考えている。 なお、上記の考え方については、なんら論理矛盾はないものと考えている。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会，特定非営利活動法人 日本禁煙学会	10	A	駅や販売店などの喫煙所・コーナー・自販機でのタバコ広告を禁止する措置	現在公共性の高い場所や屋外広告看板でのタバコ広告は禁止され，また日本たばこ協会でも自粛している。しかし，例えば駅の喫煙所やタバコ販売場所（店）及び自販機でのタバコ広告は除外されている。これらの場所は公共性が高いので，除外すべきでなく，タバコ広告は一律に禁止すべきである。	公共性の高い，駅や販売店などの喫煙所・コーナー・自販機でのタバコ広告は，広告効果が高く，未成年者喫煙対策からも，広告は控えることが，国民の健康増進上効果的である。	たばこ規制枠組条約13条で，「条約発効５年以内に，憲法上の原則に従い，包括的な広告の禁止を行う。その状況にない国は，制限を課する。」となっていて，また条約第2条で「締約国は，この条約を越える措置をとることが奨励される」としているので，タバコの広告禁止の経過措置として，公共性の高い場所では，例外なく広告は禁止とする必要がある。	たばこ事業法第40条及び「製造たばこに係る広告を行う際の指針」（平成16年3月8日財務省告示第第109号）	
5063A	5063011			z11019	財務省、	・たばこ事業法第39条，40条 ・たばこ事業法施行規則第36条 ・「製造たばこに係る広告を行う際の指針」（平成16年3月8日財務省告示第109号）	新聞、雑誌等におけるたばこの広告については、広告指針において、「主として成人の読者を対象としたものに行うこととし、その場合においても、日刊新聞紙については、その影響力に鑑み、広告方法等に配慮すること」としている。	c	-	１．財務省においては、近年のたばこと健康をめぐる国民の意識の高まりや、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（以下「枠組み条約」という。）の内容などを踏まえ、平成16年3月に「製造たばこに係る広告を行う際の指針」（財務省告示第109号）（以下「広告指針」という。）を全面改正し、広告規制の強化を行ったところである。 ２．この広告指針においては、新聞、雑誌等におけるたばこの広告について、「主として成人の読者を対象としたものに行うこととし、その場合においても、日刊新聞紙については、その影響力に鑑み、広告方法等に配慮すること」としている。 なお、わが国は、憲法で保障されている表現の自由や営業の自由の観点から、「自国の憲法又は憲法上の原則のために包括的な禁止を行う状況にない締約国」（枠組条約第13条3）であり、広告の全面的な禁止を求めることには問題があると考えられる。		以下要望者意見を踏まえて、再検討されたい。 「　現行では，新聞・雑誌で，15%の面積で，広告の中に注意文言３種類を表示する，となっているが，３種類が小文字・モノクロ色で，かつ全く目立たない位置にあるので，注意表示の意味をなしていないと言っても過言でない。 タバコの広告禁止の経過措置として， （1）カラーのタバコ広告は規制し，モノクロとする。 （2）タバコと関係のない，タバコ以外の風景や人物・動物などの映像・背景は規制する。 （3）広告の少なくとも半分の面積を，画像を含むビジュアルな健康注意警告表示・文言とする。 とし，喫煙者が，明瞭な健康注意・警告表示・文言により，喫煙及び受動喫煙のリスクを知ることができるようにすべきである。」	c	-	１　新聞、雑誌等に掲載されるたばこ広告に注意表示を行うことについては、枠組条約第13条４(b)に従い、広告指針において義務付けているが、表示面積の下限、広告の色、風景、背景等については、枠組条約においても規制がないことから、広告指針においては規制を設けていないところである。 ２　また、前回の回答で示したとおり、広告における注意表示については、たばこ業界における自主基準により規制が行われているところであるが、広告内容についても以下のような自主基準が設けられており、行政当局としては、枠組条約が規制していない内容について、わが国たばこ業界が条約の趣旨を尊重し、自ら明確な基準を策定し、実施していることを尊重することとしたい。 ・製造たばこに係る広告、販売促進活動及び包装に関する基準（抜粋） ４．広告及び反場促進活動の基準 （3）内容に関する基準 a.　製品広告及び販売促進活動の内容に関しては、次による。 ①　未成年者を対象とするもの、又は特に未成年者に訴求するものでないこと。 ②　主として未成年者に人気のあるタレント、モデル又はキャラクターを用いないこと。特に 未成年者に訴求するアニメキャラクター等は用いないこと。 未成年者の人気度（男性又は女性）が50%以上のタレント又はモデルを使用しない。 b.　製品広告については、前項によるほか次による。 ①　著名人を用いないこと、又は著名人による正否の支持推薦を含むものでないこと。 ②　25歳未満の者を用いないこと、又は25歳未満に見える描写をしないこと。 ③ 女性の喫煙ポーズを描写したものでないこと。 ④ 性、暴力など品格にかける表現、又は喫煙マナーに反する表現は行わないこと。 ⑤ 喫煙により、運動競技・職業上の成功、又は人気・性的魅力の向上を示唆するものでな いこと。 ⑥ 大部分の人が喫煙者であることを示唆するものでないこと。 ３　なお、注意表示に画像を含めることについては、前回の回答でも示したとおり、現在の注意文言は、平成15年7月1日の財政制度等審議会たばこ事業等分科会に報告された、注意文言について審議	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会，特定非営利活動法人 日本禁煙学会	11	A	タバコの広告禁止の経過措置として，新聞・雑誌等で，広告の半分の面積を画像を含む健康注意警告表示とする	たばこ規制枠組条約13条で，「条約発効５年以内に，憲法上の原則に従い，包括的な広告の禁止を行う。その状況にない国は，制限を課する。」となっていて，また条約第2条で「締約国は，この条約を越える措置をとることが奨励される」としているので，タバコの広告禁止の経過措置として，早期に，新聞・雑誌等で，広告の半分の面積を画像を含むビジュアルな健康注意警告表示とすべきである。	現行では，15%の面積で，広告の中に注意文言３種類を表示する，となっているが，全く目立たない。喫煙者が，画像を含む，大きく，ビジュアルで明瞭な健康警告表示により，喫煙及び受動喫煙等のリスクを知ることができる。	現行では，15%の面積で，広告の中に注意文言３種類を表示する，となっているが，全く目立たない。喫煙者が，画像を含む，大きく，ビジュアルで明瞭な健康警告表示により，喫煙及び受動喫煙等のリスクを知ることができる。 タバコの広告禁止の経過措置として，早期に，新聞・雑誌等で，広告の半分の面積を画像を含むビジュアルな健康注意警告表示とすべきである。	たばこ事業法第40条及び「製造たばこに係る広告を行う際の指針」（平成16年3月8日財務省告示第第109号） たばこ事業法第39条，同法施行規則第36条	
5063A	5063012			z11020	財務省、	たばこ事業法第39条，同法施行規則第36条	ＪＴ又は製造たばこの輸入者は、製造たばこを製造し、又は輸入した場合には、当該製造たばこに、消費者に対し製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促すための財務省令で定める文言を、表示しなければならない。	c	-	１．製造たばこの容器包装における注意文言の記載面積については、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（以下「枠組条約」という。）において、たばこ包装の主要面の両面に、少なくともそれぞれの面の30%以上の面積を用いて表示するように規定されており、我が国としても、たばこ事業法施行規則において、この規定の内容に沿った表示面積を確保することを義務付けるとともに、大きく、明瞭に、読みやすいように表示することを義務付けている。 このように、注意文言の記載面積等についての現行規制は、枠組条約に即したものとなっており、適切なものであると考えている。 ２．注意表示に画像を含めることについては、現在の注意文言は、平成15年7月1日の財政制度等審議会たばこ事業等分科会に報告された、注意文言について審議したワーキンググループのコンセンサス、すなわち、「喫煙と健康についての注意を効果的に促していくためには、現時点での医学的な知見に基づき、できるだけ分かりやすく具体的に書くべきである。また、「あなた」という視点に基づき表記していくことが重要である。一方、威嚇的な表現は、かえって反発を招き望ましくない。」に沿ったものとなっており、威嚇的な表現となる画像を注意表示に採用することは適当ではないと考える。 ３．なお、財務省では、平成１８年度中に、「製造たばこの新しい注意文言の認知状況等に関する実態調査」を実施し、喫煙者の認知度、喫煙行動に及ぼす影響等を調査し、新しい注意文言導入の効果について検証する予定である。		現行の30%の面積の両面の健康注意表示は，文字だけで，かつ厚労省のリンク先を入れているために，文字が余計に小さく目立ちにくいものとなって，健康警告表示としては効果の薄いものとなっている。 たばこ規制枠組条約第11条の　(1)主たる表面の50%以上を占めるべきであり　(2)絵・写真を含めることができるに則り，少なくとも半分の面積にこれらのビジュアルな表示を義務づけるべきであり，厚労省のリンク先は，表示するとしても，側面の表示の義務づけに変更すべきである。	c	-	１　枠組条約第11条1(b)においては、注意表示について、①大きなもの、明瞭なもの並びに視認並びに判読の可能なものとする、②主たる表面積の50%以上を占めるべきであり、主たる表面積の30%を下回るものであってはならない、と規定しており、他方、わが国のたばこ事業法施行規則第36条第4項では、「別表第１及び第２に掲げる文言（注意文言）は、枠その他の方法により容器包装の主要な面の他の部分と明確に区分され、当該主要な面につき一を限りも受けられた部分（その面積が当該所要名面積の１０分の３以上のものに限る。）の中に、一を限り、大きく、明瞭に、当該容器包装を開く前及び開いた後において読みやすいよう、印刷し又はラベルを貼る方法により表示されなければならない。」としており、条約の内容に則したものとなっている。 ２　また、画像については、枠組条約第11条1(b)において「写真若しくは絵によることができ、又は写真若しくは絵を含めることができる。」とされており、義務規定とはなっていない。注意表示に画像を含めることについては、前回の回答で示したとおり、現在の注意文言は、平成15年7月1日の財政制度等審議会たばこ事業等分科会に報告された、注意文言について審議したワーキンググループのコンセンサス、すなわち、「喫煙と健康についての注意を効果的に促していくためには、現時点での医学的な知見に基づき、できるだけ分かりやすく具体的に書くべきである。また、「あなた」という視点に基づき表記していくことが重要である。一方、威嚇的な表現は、かえって反発を招き望ましくない。」に沿ったものとなっており、威嚇的な表現となる画像を注意文言に採用することは適当ではないと考える。 ３　なお、厚生労働省のリンク先については、注意文言の詳細について情報提供をするものであり、注意文言と別の場所（例えば側面）に記載することは、かえって消費者の目につきにくくなるおそれがあり、不適切と考えられる。 （参考） 喫煙は、あなたにとって肺がんの原因の一つとなります。 疫学的な推計によると、喫煙者は肺がんにより死亡する危険性が非喫煙者に比べて約2倍から4倍高くなります。 （詳細については、厚生労働省のホーム・ページ www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html をご参照ください。）	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会，特定非営利活動法人 日本禁煙学会	12	A	タバコパッケージの両面の半分の面積と側面に，画像を含む，大きく，明瞭な健康警告表示を義務づける	たばこ規制枠組条約は第11条で，「条約発効３年以内に，(1)複数の文言をローテーションで，大きく読みやすく，主たる表面の50%以上を占めるべきであり30%以下では不可　(2)絵・写真を含めることができる」としており，また条約第2条で「締約国は，この条約を越える措置をとることが奨励される」としているので，パッケージの少なくとも半分の面積に，画像を含む，大きく，明瞭な健康警告表示を義務づけるべきである。	喫煙者が，画像を含む，大きく，明瞭な健康警告表示により，喫煙及び受動喫煙等のリスクを知ることができる。	2005年7月より，30%の面積に健康注意表示が義務づけられたが，文字だけで，かつ厚労省のリンク先を入れているために，文字が余計に小さく目立ちにくいものとなって，健康警告表示としては効果の薄いものとなっている。 タイ国やオーストラリア，ブラジルなどの事例のように，タバコの害を明瞭に示す画像を含め，大きな警告表示とし，喫煙者に喫煙のリスクを明確に伝える内容とすべきである。	たばこ事業法第39条，同法施行規則第36条	

様式２　全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	要望主体	要望事項番号	要望種別（規制）	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他（特記事項）
5063A	5063013			z11021	財務省、	たばこ事業法第39条，たばこ事業法施行規則第36条	JT又は製造たばこの輸入業者は、「low tar」、「light」、「ultra light」又は「mild」その他の紙巻等たばこの消費と健康との関係に関して消費者に誤解を生じさせるおそれのある文言を容易包装に表示する場合は、消費者に誤解を生じさせないために、当該容器包装を使用した紙巻等たばこの健康に及ぼす悪影響が他の紙巻等たばこと比べて小さいことを当該文言が意味するものではない旨を明らかにする文言を、当該容器包装に表示しなければならない。	c	-	1．たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（以下「枠組条約」という。）は、締約国に対し、消費者に誤解を与えるおそれのある用語等によりたばこ製品の販売を促進しないことを確保するための措置を講ずることを求めており、「low tar」、「light」、「ultra light」または「mild」等の用語を、一律に禁止することを義務付けるものではないと理解している。 2．マイルド、ライト等の用語の意味が、健康に対する影響の軽重ではなく、喫味の軽重であることを喫煙者に周知すれば、枠組条約の規制の目的を達成できると考えられることから、誤解を招かない適切な措置を講じれば、これらの用語等の使用を禁止することまで求めることは適当ではないと考えている。 3．このため、我が国では平成15年11月にたばこ事業法施行規則を改正し、「low tar」、「light」、「ultra light」または「mild」等の用語を使用する場合には、そのたばこが他製品と比べ健康に対する悪影響が小さいとの誤解を消費者に抱かせないようにするため、消費者が留意すべき文言を表示することを義務付けたところである。具体的には以下の文言を表示することが適当である旨たばこ業界に示しており、たばこ業界において遵守されているところである。 「本パッケージに記載されている製品名の「○○」、・・・」並びに本製品の性質・状態及び煙中の成分の量を表す「●●」・・・」の表現は、本製品の健康に及ぼす悪影響が他製品と比べて小さいことを意味するものではありません。」	c	-	要望者から提出された以下の再意見を踏まえ、再度御検討いただきたい。 「当該容器包装を使用した紙巻等たばこの健康に及ぼす悪影響が他の紙巻等たばこと比べて小さいことを当該文言が意味するものではない旨を明らかにする文言を、当該容器包装に表示」しているとはいうものの，現実には，ライト・マイルドなどの銘柄タバコが売れ筋であり，このことは，この名称が，タバコの害・リスクについて消費者（喫煙者）に虚偽・誤認させ，販売促進の一因となっていることを示している。 たばこ規制枠組条約は第11条で「虚偽・誤認させる表示等で販売を促進しないこと（規制としてライト・マイルドなど含めることができる）」とし，条約第2条で「締約国は，この条約を越える措置をとることが奨励される」とのことのであるので，タバコ銘柄名にライト，マイルド等を禁止とするのが，締約国で主要な位置を占める我が国の採るべき方策である。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会， 特定非営利活動法人 日本禁煙学会	13	A	タバコ銘柄名にライト，マイルド等を禁ずる	たばこ規制枠組条約は第11条で，「条約発効3年以内に，虚偽・誤認させる表示等で販売を促進しないこと（規制としてライト・マイルドなど含めることができる）」とされ，また条約第2条で「締約国は，この条約を越える措置をとることが奨励される」としているので，タバコ銘柄名にライト，マイルド等を禁ずるべきである。	ライト・マイルドなどは，消費者（喫煙者）に，タバコの害・リスクが少ないような誤認を与えているが，これらの銘柄タバコは，フィルター部分にピンホールを空けていて，吸い方や吸う長さによって，必ずしもニコチンやタールが少なくなる訳ではない。 ＥＵを初め，諸外国では，この銘柄名は禁止とする事例が広がってきており，わが国でも，たばこ規制枠組条約に沿って，早期に法的に禁止とすべきである。	たばこ事業法第39条，同法施行規則第36条	
5063A	5063014			z11022	財務省、	たばこ事業法第39条たばこ事業法施行規則第36条製造たばこにかかる広告を行う際の指針（平成16年3月8日財務省告示第109号）	1．たばこ製品の容器包装における注意文言については、直接喫煙による病気（肺がん、心筋梗塞、脳卒中、肺気腫）に関する4種類の文言とそれ以外、4種類の文言からそれぞれ1つずつ、計2つをローテーションにより表示。 2．上記文言は、大きく、明瞭で、読みやすいものとし、表示場所については、たばこ製品の容器包装の主要な面の面積の30%以上を占め、かつ、枠で囲むなど他の部分と明瞭に区分しなければならない。 3．マイルド、ライト、ロータール等の用語を表示するたばこ製品の容器包装には、これらの用語によって消費者がそのたばこの健康に及ぼす悪影響が他のたばこと比べ小さいと誤解することのないよう，消費者の注意を促す文言を表示することを義務付け。 4．「製造たばこにかかる広告を行う際の指針」（平成16年3月8日財務省告示第109号）において、たばこ自動販売機に貼付される広告も含め、たばこ広告の中には、原則として注意文言に関する表示を行うことを義務付け。	c	-	1．平成14年10月の財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題等に関する中間報告」において、「喫煙と健康の問題等の観点からは、たばこの健康に対するリスク情報を適切に提供することにより、個人が自己責任において喫煙を選択するか否かを判断できるようにすることが重要である。」とされていることから、平成17年7月以降に販売される製造たばこについては、その容器包装に注意文言を表示することを義務付けている。 2．また、「製造たばこにかかる広告を行う際の指針」（平成16年3月8日財務省告示第109号）において、たばこの自動販売機に貼付される広告も含め、たばこ広告の中には、原則として注意文言に関する表示を行うことを義務付けているところである。 3．さらに、(社)日本たばこ協会による自主基準において、たばこ自動販売機やたばこ小売販売店に陳列される商品見本等には、注意文言を表示することとされていることから、たばこの購入者は、自動販売機で購入する場合も含め、手にして初めて注意文言を見ることとはならないよう措置されているところである。 4．このように、たばこの健康に対するリスク情報については、消費者に十分伝わるよう既に措置されているものと考えている。		要望者から提出のあった以下の再意見を踏まえ、再検討いただきたい。 自販機の前面・側面などに，カラフルな派手なタバコ広告が貼られているが，公共性の高い場所なので，これは規制されるべきである。 そして，タバコ購入者（消費者）にタバコ商品のリスクを正しく伝えるために，自販機の前面及び側面両面（可能な場合）の少なくとも半分に健康警告表示をする方法を活用すべきである。 この方法は，購入者がタバコ商品を手にして始めて注意表示を見ることにならないよう「陳列見本文言は小さすぎて効果的ではない」，正しいリスクを前もって知らせ周知する方法として有効であり，義務化すべきである。	c	-	前回も回答したとおり、注意文言は、たばこ製品の包装及び広告に表示することを義務付けており、更に、たばこ業界の自主基準により、たばこの商品見本にも表示されていることなどの、喫煙者に対し、たばこの健康に対するリスク情報は十分に伝わるよう措置されているところである。 また、自販機に貼られている広告及び陳列されている商品見本に注意文言は表示されており、購入者がたばこ商品を手にして初めて注意文言に関する表示見ることとなるというのは事実誤認である。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会， 特定非営利活動法人 日本禁煙学会	14	A	自販機の前面及び側面両面に健康警告表示を義務づける措置	タバコ購入者（消費者）にタバコ商品の健康影響を正しく伝えるために，自販機の前面及び側面両面（可能な場合）の少なくとも半分に健康警告表示を義務づけるべきである。	タバコ購入者（消費者）には，その商品の情報（害・リスク）を正しく表示して販売するのが販売ルールであり，害とリスクを示す方法として，現在広告スペースとして使われているスペースの広告を禁止し，健康警告表示を義務づければ害・リスクを周知できる。	購入者は手にして始めて注意表示を見ることにならないよう，正しい健康警告表示を前もって示す方法として有効であり，害とリスクを伝えるべきである。	たばこ事業法第39条，同法施行規則第36条	
5063A	5063015			z11023	財務省、	日本たばこ産業株式会社法第2条	政府は常時、JT成立時に政府に無償譲渡されたJTの株式総数の2分の1以上かつ発行済株式総数の3分の1超のJT株式を保有していなければならない。	c	-	1．平成13年12月の財政制度等審議会の「日本たばこ産業株式会社の民営化の進め方に関する中間報告」においては、「たばこ事業法においては、国産葉たばこについて、価格、品質上の問題から、これをたばこ企業の自由な調達に委ねた場合には、その使用量が極端に減少し、国内のたばこ耕作者に壊滅的な打撃を与えるおそれがあることから、こうした国産葉たばこ問題が解決されるまでの間は、JTに国内たばこの製造独占を認めるとともに、国産葉たばこの全量買取契約制を規定している。」とされ、また、「国産葉たばこ問題が解決しない以上、政府の株式保有の枠組みや国産葉たばこ問題に関連するたばこ事業法の諸規定は維持せざるを得ない」とされている。 2．また、JTの民営化を更に進める方策としては、上記中間報告において、「国産葉たばこ問題が解決されることが完全民営化の前提条件であるが、現段階では、この問題について解決の目処を立てることが困難な状況にあることから、現実的な対応として段階的		（1）JT自身が完全民営化を望んでいるのだから，国産葉たばこ問題はJTの株式を国が保有し続けることとは切り離して考えるべきである。 （2）国産葉たばこ問題を理由に，JTの株式を国が保有することにより，JTを国の管理監督下に縛りつけるのは間違った施策である。 （3）国産葉たばこ問題自身，転作育成などの施策により，JT株式の保有とは独立した問題として措置されるべきである。 （4）JTを完全民営化し，タバコ産業から国がフリーハンドになることにより，国のタバコ規制対策を進めることが，国民の健康と福祉から不可欠である。	c	-	1．政府によるJTの株式保有については、昭和57年7月30日の臨時行政調査会の「行政改革に関する第3次答申―基本方針―」以来、国産葉たばこ問題と製造独占が表裏の関係にあると考えられ、政府の株式保有もこれらと一体のものと捉えられているところであり、切り離して考えることは適当ではない。 2．前回の回答でも示したとおり、平成13年12月の財政制度等審議会の「日本たばこ産業株式会社の民営化の進め方に関する中間報告」においても、「たばこ事業法においては、国産葉たばこについて、価格、品質上の問題から、これをたばこ企業の自由な調達に委ねた場合には、その使用量が極端に減少し、国内のたばこ耕作者に壊滅的な打撃を与えるおそれがあることから、こうした国産葉たばこ問題が解決されるまでの間は、JTに国内たばこの製造独占を認めるとともに、国産葉たばこの全量買取契約制を規定している。」とされ、また、「国産葉たばこ問題が解決しない以上、政府の株式保有の枠組みや国産葉たばこ問題に関連するたばこ事業法の諸規定は維持せざるを得ない」とされている。 なお、本中間報告は、審議会においてJTの意見も聞いた上で取りまとめられたものである。 3．また、国産葉たばこ問題が解決されるまでの間、葉たばこ耕作者の保護を行うに当たり、たばこ事業法のみによって、そうした必ずしも株主利益と一致しない措置（注：国際的に見て割高な国産葉たばこの買取りを行うこと）を講ずることが、現段階では一般株主の理解を得られないおそれがあり、最低限の政府による株式の保有が必要であると考えている。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会， 特定非営利活動法人 日本禁煙学会	15	A	JTの株式を国は全株を放出するよう，JT法等を改正し，完全民営化する	JTの株を国は当分の間2分の1を持つべきことがJT法等で定められているが，たばこ規制枠組条約が発効し，タバコの健康有害性が医学的にも明らかになっているので，早期にJT法の改正を行い，国は全株を放出し，その売却収入を国庫に入れ，JTを完全民営化しタバコ産業から国はフリーハンドになることが，今後の国のタバコ規制対策上不可欠である。	JT法等の改正を行い，国は全株を放出して国庫収入とし，かつタバコ産業から国は自由な立場になるために，JTの完全民営化を急ぐことが，国民の健康と福祉から必要である。	国がJT株式を全部手放すことにより，売却収入を国庫収入として国の財政健全化の一助とし，かつタバコ産業からのしがらみがなくなり，たばこ規制枠組条約に沿ってタバコ規制対策を進めることが期待される。 経済同友会も本年3月に同様の提言を行っている。	日本たばこ株式会社法 たばこ事業法	
5063A	5063016			z11024	財務省、	関税定率法第14条第7号、同条8号 関税定率法基本通達14－11	たばこの免税枠については、「観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約」等の国際条約に基づき規定されたもの。	f	-	入国者が携帯して輸入する貨物の免税基準の変更については、「税の減免等に関するもの」に当たり、規制改革には当たらない。 なお、たばこ規制枠組条約では、「課税政策を決定し及び確定する締約国の主権の権利を害されることなく」と明記されており、そもそも措置をとることが一律に義務付けられているものではなく、また、これに加えて旅行者等による免税たばこの輸入の禁止等の措置については、「適当な場合には、含めることができる」ものとされており、各国政府の裁量に委ねられているものと承知している。 諸外国のほとんどの国においてもたばこ等の免税基準を定めているところであり、例えば、米国では1,000本、EU諸国では800本のたばこの免税基準を定めている。このような各国間における旅行者が入国する際の携帯品に関する免税基準については、たばこの免税を含め、我が国も加盟し批准している「観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約」等の条約の規定により求められている。 以上から、廃止することは考えていない。		以下要望者意見を踏まえて、再検討されたい。 「　健康に害とリスクがある免税タバコは，もはや国際的にも廃止すべき時期が来ており，「観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約」等の国際条約自身，たばこ規制枠組条約第6条を踏まえ改定することし，たばこ規制枠組条約締約国会議において，免税タバコの廃止を国際的に取り決めるよう，先進国で一番に本条約を批准し拠出金も最多である立場の我が国として，率先して提案し，協調協議してしかるべきである。」	f	-	入国者が携帯して輸入する貨物の免税基準の変更については、「税の減免等に関するもの」に当たることから規制改革には当たらない。 なお、再検討要請の内容について、当省のみで回答することは適当ではない。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会， 特定非営利活動法人 日本禁煙学会	16	A	免税タバコを廃止する	たばこ規制枠組条約第6条は免税タバコの販売の禁止または制限をうたっており，日本でも早期に免税タバコを廃止すべきである。	通関時に，海外からの帰国（外国人は入国）の際に，税関では関税がかかりますが，タバコ輸入は紙巻きタバコの場合で200本という大きな免税枠があります。加えて，(1)空港の免税店や外国で購入した日本製タバコについては，外国製タバコとは別に，左記数量まで免税になります。(2)外国居住者が輸入するタバコについては，外国製，日本製それぞれの免税数量が2倍になります。 健康に害とリスクがある免税タバコは，もはや国際的にも廃止すべき時期が来ている。	理由としては（1）国内で買えば，政府と地方自治体の収入になっているはずなのに，過剰な免税措置でそれが失われていること。（2）海外旅行ができるような（平均して）相対的に豊かな人に対して，タバコの税金を免除する必要は乏しいこと。（3）政府・自治体の財政赤字が深刻で，歳入増の方策を広く検討すべき必要があること。（4）期待される効果として，タバコの個人輸入の抑制と，それによる消費抑制，日本在住者の健康増進，政府の歳入増と財政改善，地方自治体のタバコ税増収になる，日本製のタバコを海外に輸出しそれを再度輸入するという輸送エネルギーのムダを廃止し地球温暖化防止になる。	税関法	

様式２　全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	要望主体	要望事項番号	要望種別（規制）	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他（特記事項）
5063A	5063017			z11025	財務省、	審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成11年4月27日 閣議決定）財政制度等審議会令第3条、第6条第2項	1．「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日 閣議決定）の別紙3「審議会の運営に関する指針」に以下のように規定されている。 「 委員の任命に当たっては、当該審議会等の設置の趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるよう留意するものとする。 審議事項に利害関係を有するものを委員に任命するときは、原則として、一方の利害を代表する委員の定数が総委員の定数の半ばを超えないものとする。 」 2．財政制度等審議会令(抄) 第3条　委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。 2　臨時委員は、次に掲げる者のうちから、財務大臣が任命する。 一　学識経験のある者 二　国家公務員共済組合の組合員（以下この号において「組合員」という。）の雇用主を代表する者及び組合員を代表する者 3　専門委員は、当該事門の事項に関し学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。 第6条 2　前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員（第三条第二項第二号に掲げる者を除く。）及び専門委員は、財務大臣が指名する。	e	-	1．本件要望事項については、規制改革の一環として議論されるべき性格のものではないと考えるが、財務省における財政制度等審議会の委員等の任命及びたばこ事業等分科会に属する委員等の指名に当たっての基本的な考え方は次のとおりである。 2．委員等の任命に当たっては、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日 閣議決定）及び財政制度等審議会令に基づき、財政制度等審議会たばこ事業等分科会の趣旨・目的に照らし、委員等により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成となるよう留意しているところである。 また、たばこ事業等分科会においても、その趣旨・目的に照らし、医学の専門家も含め、幅広い分野の学識、経験を有する方々に、委員等を勤めて頂いており、公正かつ均衡のとれた構成となっているものと考えている。		「たばこ事業等分科会においても、その趣旨・目的に照らし、医学の専門家も含め、幅広い分野の学識、経験を有する方々に、委員等を勤めて頂いており、公正かつ均衡のとれた構成となっているものと考えている。」との回答であるが、現行の委員構成は、タバコ関連業界の委員や、JTが基金を拠出した（財）喫煙科学研究財団から助成を受けた医学者などが委員に入っている一方、禁煙推進や喫煙のリスクに関わる学識者や団体推薦者は入れられていないなど、公正かつ均衡のとれた構成となっているとはとうてい言えない。 我が国は、たばこ規制枠組条約を批准し、財務大臣も批准書に署名したのだから、少なくとも受動喫煙の害（条約第8条）に否定的な人や団体推薦者は、本分科会の委員として相応しくなく、たばこ規制枠組条約の喫煙と受動喫煙のリスクの知見に同意する人と団体推薦者を委員の要件とするとともに、それらを委員として入れ、国際的かつ国家利益的見地に立った公正・公益的な委員会構成と審議を進めるべきである。	e	-	1．本件要望事項については、規制改革の一環として議論されるべき性格のものではないと考えるが、財務省における財政制度等審議会たばこ事業等分科会の委員の任命に当たっての基本的な考え方は次のとおりである。 2．委員の任命に当たっては、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日 閣議決定）及び財政制度等審議会令に基づき、財政制度等審議会たばこ事業等分科会の趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるよう留意しているところである。 たばこ事業等分科会は、現在、医学の専門家（循環器学1名、薬理学1名、精神医学1名）も含め、幅広い分野の学識、経験を有する方々に、委員を勤めて頂いており、公正かつ均衡のとれた構成となっているものと考えている。 3．なお、審議会の構成については、たばこ事業法案に係る衆参附帯決議において、「たばこ事業及び塩事業関係者の意見が十分反映されるよう配慮する」（昭和五十九年七月十三日衆議院大蔵委員会附帯決議及び昭和五十九年八月二日参議院大蔵委員会附帯決議）こととされていることも踏まえ、委員の人選を行っているところである。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会，特定非営利活動法人 日本禁煙学会	17	A	財政制度等審議会たばこ事業等分科会にタバコの害に関する学識経験者を入れる	たばこ事業法で，タバコパッケージ等の健康注意表示，広告規制，自動販売機設置要件などが規定され，たばこ事業等審議会で審議されることとされているが，タバコ産業や事業などは独立した，タバコの害に関する学識経験者や健康リスクの専門家及び公益的立場の人を委員として入れて，たばこ規制枠組条約を我が国でも実効性のあるものとすべきである	たばこ事業等審議会に，タバコ産業や喫煙科学研究財団等から研究助成を受けていないタバコの害に関する学識経験者や健康リスクの専門家及び公益委員を複数入れることにより，たばこ規制枠組条約の実効性のある審議の担保が期待されるし，審議会は本来，著しい偏りのないように委員構成がされるべきである。	タバコパッケージ等の健康注意表示，広告規制，自動販売機設置要件などは，国民の健康に密接に関係するので，これらの所管は本来，厚生労働省，あるいは政府レベルで内閣府が所管すべきであるが，現状はタバコの製造・販売・耕作を財務省が所管しているために，たばこ事業等審議会は，著しく偏りのある委員構成と内容審議となっている。 タバコ産業や喫煙科学研究財団等から研究助成を受けていないタバコの害に関する学識経験者や健康リスクの専門家及び公益委員を複数入れ，たばこ規制枠組条約の実効性のある審議を担保すべきである。	たばこ事業法，たばこ事業法施行令，財政制度等審議会令	
5063A	5063018			z11026	内閣府、財務省、	審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成11年4月27日 閣議決定）	たばこ事業等分科会については、議事内容の透明性を確保するため、原則として議事録等を可能な限り速やかにホームページにおいて公開することとしています。	d	-	審議会等の公開については、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日 閣議決定）において「会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。」とされているところである。たばこ事業等分科会についても、当該閣議決定を遵守し、議事内容の透明性を確保するため、原則として議事録等を速やかにホームページにおいて公開することとしており、引き続き可能な限り速やかに公開できるよう努めてまいりたい。		要望者から以下の再意見が寄せられており、ご回答をお願いします。 財務省以外の省庁の審議会等は，原則全てが公開されているのに（報道関係者への公開を含め），たばこ事業等分科会を含め，財務省所管の審議会等のみが非公開とされている理由が理解できない。会場スペースの都合があるのであれば，省外に会場を借りる方法もある（厚労省等ではそのようにしている；税制調査会も同様とすべき）。 「議事録等を速やかにホームページにおいて公開することとしており」との回答であるが，これは会議の公開とは同じではない。公開しても支障がないことは，他省庁で実証されていることからも，動きが早くなっている政策決定や実施にあたって，国民の知る権利を保証し，透明性を高め，合意形成を進めるために，公開は不可欠である。	d	-	審議会等の公開については、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日 閣議決定）において「会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。」とされているところである。たばこ事業等分科会についても、当該閣議決定を遵守し、議事内容の透明性を確保するため、原則として議事録等を速やかにホームページにおいて公開することとしており」「引き続き可能な限り速やかに公開できるよう努めてまいりたい。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会，特定非営利活動法人 日本禁煙学会	18	A	財務省の審議会は原則的に公開（傍聴可能）とすべき	例えば財務省の財政制度等審議会たばこ事業等分科会，政府税制調査会など，財務省の審議会は，ホームページの週間予定には開催が掲載されているが，全て非公開となっている。他の省庁の審議会等は，以前より全て原則公開（傍聴可能）となっていることから（経済財政諮問会議等の以外を除き），財務省も同様とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより，審議の透明性が高まり，かつ国民も情報を速やかに知ることにより，早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日（1～2週間後）そのホームページで公開され，1～数カ月後には議事録が公開されているようであるが，国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。 マスメディアにのみ公開したり，会後，審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが，あわせて公開（傍聴可能）を制度化すべきである。動きが早くなっている政策決定や実施にあたって，国民の知る権利を保証し，合意形成を進めるためには，これは不可欠な制度である。	「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）	
5069A	5069001			z11027	財務省、厚生労働省、	酒税法第43条第９項、酒税法施行令第50条第15項、酒税法施行規則第13条第８項第３号	食品衛生法上、食品添加物として認められている物品のうち、酒類矯正、酸化防止、清澄化等の目的で国税庁長官が指定し、告示した物品を酒類の保存のために酒類に混和した場合は、新たな酒類を製造したものとみなされず、当該混和の前後において酒類の品目は変更しないこととしている。 この指定を受けるには、当該食品添加物の添加が、酒類の品質保全上問題がないこと及びその成分が食品衛生上問題のないこと、酒類に添加後に品質の低下するまたは香味が著しく変化するなどの影響を与えないことの確認が必要とされている。	d	Ⅳ	長官指定告示物品の指定を受けようとする場合は課鑑16「「酒類の保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて」（法令解釈通達）によりその手順が定められており、申立ての際に、その添加物の効能及び成分分析の結果を記した試験成績書の提出を義務付けている。この指定を受けようとする物品が、食品衛生法上、食品添加物として認められており、海外でも既に使用され、その効能や安全性が、国際機関やこれに準ずる機関で証明されている場合は、そのことが明らかな資料を添付することで代替可能とする。	－		-		オーストラリア政府	1	A	ワインの成分要件	日本は、国際基準に則ってワインに共通して使われる、食品衛生法や酒税法でカバーされていない加工助剤や添加物に関して時間や費用の掛かる添加物名簿訂正手続に替わる方法を検討すべきである。	ワインを製造するための添加物や加工助剤の名簿訂正許可を得るには、日本では2段階の手続きがいるという助言を受けている。第一段階では、食品衛生法の基で厚生労働省から認定を受けるために申請をし、認定後に酒税法の認定を受けるために更に国税庁に申請しなければならない。厚生労働省から、申請届けをしてから、見直しがなされるまでに約10年かかるという助言を受けている。	長年に渡り、オーストラリアのワイン産業は日本市場のワイン成分要件の長引く問題に遭遇している。世界的に共通して使われている多くの添加物や加工助剤は日本の食品衛生法や酒税法では認められていない。		
5071A	5071001			z11028	財務省、	コピー機、パソコン等の物品については、行政政効率化推進計画（平成17年6月30日改定）に基づき、「購入する場合や単年度貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約により実施する。」こととしている。	d	-	複数年度を前提としたリース契約については、先般、政府として取りまとめた「公益法人等との随意契約の適正化について」（関係省庁連絡会議）の中でも、初年度のみならず、次年度以降も含めて評価した一般競争入札等に移行することとされており、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約への移行がさらに進められていくこととなる。なお、長期継続契約は、契約期間の定めをすることが困難であるようなものについて、例外として認められているものであるため、リース契約のようにリース期間が特定できるようなものについてまで、国会の議決を経ずに債務負担を行うことができるとすることは、国の債務負担について国会の議決を必要とするとしている国会議決主義に抵触しかねない。	－		-		社団法人リース事業協会	1	A	国のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。		現在、国がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱われることは極めて例外的（17年度中に9件予定）であり、ほとんどの場合、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している。この「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社のリスク負担を強いている。一方、財務省は、リース契約を長期継続契約の対象とすることは出来ず、国庫債務負担行為を活用すべきとの考えを示しているが、前述のリース利用の実態があることを踏まえ、法改正等の制度的な解決を図る必要がある。	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	

様式２　全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	要望主体	要望事項番号	要望種別（規制）	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他（特記事項）
5071A	5071003			z11029	法務省、外務省、財務省、		平成14年4月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施。	b	Ⅳ	債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者（特定目的会社、特定債権等譲受業者等）について、そのリスク等の検討を引き続き行い、平成18年度中の実施を目指している。		「平成18年度中の実施」を指向して勧められている検討の状況を踏まえ、「措置の分類」及び「措置の概要」について改めて回答されたい。	b	Ⅳ	債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者（特定目的会社、特定債権等譲受業者等）について、そのリスク等の検討を引き続き行い、平成18年度中の実施を目指している。	社団法人リース事業協会	3	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特定目的会社等）を望む。		各省庁（未対応の省庁：財務省、外務省、法務省）及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急な対応が求められる。		
5071A	5071007	1		z11030	警察庁、総務省、財務省、国土交通省、	自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2	自動車保有関係手続のワンストップサービスについては、平成17年12月から東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府の４都道府県において稼動開始され、更に平成18年４月からは埼玉県、静岡県の２県を加えた６都道府県に拡大している。 これらの都道府県において、ワンストップサービスを利用して自動車保有関係手続を行う場合の自動車重量税は、他の税・手数料と併せてインターネットバンキング又はＡＴＭからの電子納付により行われている。	d	-	自動車保有関係手続（検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等）のワンストップサービス化については、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、平成17年12月よりワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録（型式指定車）を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となっている。現在、東京、神奈川、埼玉、静岡、愛知、大阪の６都府県を対象とし、来年1月29日より岩手、群馬、茨城、兵庫の４県でサービス地域を拡大する予定である。 当該システムは、大量に自動車を保有する方にも配慮したシステムとするため、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能、代行申請の機能を持たせており、今後は、申請自体もまとめて行うための機能についても国土交通省を中心として検討を行うこととしている。		今後は申請自体もまとめて行うための機能についても検討を行うこととしているとのことであるが、検討に係る具体的スケジュールを明示されたい。また、現時点では、対象手続が新車の新規登録（型式指定車）に係るものに、対象地域も平成１９年１月導入予定地域を含めて１０都府県に限られているが、今後の対象手続及び対象地域の拡大に関する具体的スケジュールに関しても明示されたい。	d	-	今後は、システムの安定稼動を維持しつつ、申請自体もまとめて行うための機能について導入に向けた検討を速やかに進めるとともに、地域拡大や手続の拡大に向けて関係省庁や地方公共団体、関係団体と連携して検討を進める。	社団法人リース事業協会	7	A	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化等について	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続（検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国）等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼動され、その他の手続きは平成20年を目途に段階的に進めるとされているが、電子化に際しては、大量に自動車を所有する者の手続き等を充分に考慮すること。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	大量に自動車を所有する者が自動車関係諸手続きを行う場合、現状では膨大な手間がかかるが、電子化により、一括して行うことができれば、大きなメリットがある。特に、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化を図る必要があると考えられる。また、提供される自動車登録情報の有効活用を図るためには、当該情報の利用者にとって利便性の高い方法で情報が提供される必要がある。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例　等	
5079A	5079013			z11031	内閣官房、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、財務省	国税通則法第123条	在留資格の変更又は在留期間の更新等の申請に必要な書類として、国税の納税証明書が利用されている。	d	-	国税の滞納の有無等に関する情報の収集方法としては、既存の納税証明書制度を活用し、外国人本人から納税証明書の提出を求めた上で、関係機関がこれに基づきデータベースに蓄積するといった方法により対応可能である。		―			-	外国人集住都市会議　座長　四日市市長　井上哲夫	13	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の在留資格への変更に当たっては、①外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、②国税及び地方税の滞納がないこと、③学齢期の子どもがある場合その子どもが就学していること、④在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査に当たっての積極要素とし、それらの実施状況を正確に把握できる体制を整える。 これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を留保し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。 子どもの就学や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要な環境を早急に整備する。		日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を図ることは、多文化共生社会を形成するために欠かすことのできない条件である。 しかし、国内に合法的に在留していながら、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務を十分に果たしていない場合がある。学齢期の子どもの就学を保障することは、保護者や受入れ国にとって義務的なものであり、これも十分に果たされていない。また、「永住者」の在留資格を取得した外国人が、社会保険に加入していない場合も少なくないうえ、地方税の滞納についてもチェックされていない。 さらに、日本語が不十分な場合、日本の各地域社会において、住民と共に幸せに暮らすことが困難になっており、在留資格によっては、日本語能力を証明することも必要であると考えられる。 現在、内閣官房「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」で検討されているが、在留資格の変更・更新及び「永住者」の在留資格への変更にあたって、法務省出入国管理局と市区町村及び関係行政機関は、地方公共団体におけるデータベースの構築などを通じて効果的かつ効率的に連携することが必要である。	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条、永住許可に関するガイドライン（法務省入国管理局平成18年3月31日）、地方自治法第10条第２項	【規制の現状】在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。また、在留する外国人が、「永住者」の在留資格への変更（特別永住者を除く）を希望する場合、法務大臣は、①素行が善良であること及び②独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。なお、①素行が善良であることを証明するために、国税の納付証明書の提出が義務付けられている。